

西宮市子ども・子育て支援事業計画

— 素案（8/25） —

平成27年（2015年） 月

西 宮 市

- 目 次 -

第1編 計画の策定にあたって	5
1. 計画策定の趣旨	5
2. 計画の位置づけと期間	6
3. 計画策定の体制	6
第2編 子ども・子育て支援新制度の概要	9
1. 子ども・子育て支援新制度	9
第3編 子ども・子育てを取り巻く西宮市の現状	15
1. 人口の動向	15
2. 教育・保育施設、地域の子ども・子育て支援事業の状況	19
3. ニーズ調査からみる子育ての状況	27
第4編 計画の基本的な考え方	35
1. 基本理念	35
2. 基本的な視点	36
第5編 計画の施策内容	39
1. 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定	39
2. 教育・保育の量の見込み及び確保方策	41
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	46
4. 子ども・子育て支援給付にかかる教育・保育の一体的な提供やその推進体制	64
第6編 計画の推進に向けて	69
1. 計画の推進体制	69
2. 進捗状況の管理	70
3. 子ども・子育て支援事業計画の周知	70
4. 西宮市次世代育成支援行動計画との関係	70
第7編 資料集	73
1. 西宮市子ども・子育て会議	73
2. ワークショップの実施	75
3. グループインタビューの実施	77
4. シンポジウム及び説明会・座談会の実施	78
5. 計画策定のためのニーズ調査の概要	79
6. パブリックコメントの概要	79

第1編 計画の策定にあたって

第1編 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっており、社会や経済の変化によりもたらされた子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、就労の有無や状況にかかわらず、子育てに対する負担や不安、孤立感が高まるなど、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化しています。

また、少子化により、子どもが乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少しているなど、子どもの育ちをめぐる環境も変容しています。

さらに、社会経済状況影響や女性の社会進出に伴う、共働き家庭の増加や働き方が多様化するなどしており、仕事と子育ての両立を希望する保護者を支援する環境の整備が求められています。

本市においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、職場・地域における子育てしやすい環境の整備に向け「次世代育成支援行動計画」を策定し、総合的な施策を行ってきました。

しかし、前述のように、子どもの育ちや子育てをめぐる環境は厳しく、今後も引き続き、子育ての負担や不安の軽減、子育て世帯の孤立感の解消、さらに子どもの安全確保、保育・教育サービスの充実などの対応が求められています。

このような中、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づき、子ども・子育て支援の新たな制度（以下「新制度」）が創設され、市町村が、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的かつ計画的に行うこととされています。新制度においては、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）など、今までの制度が大きく変わることであります。

さらに、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象に地域子ども・子育て支援事業として13事業を定め、地域のニーズに応じた事業を充実させるとしています。

この新制度のもと、社会全体による費用負担を行いながら、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取り組みを推進することとし、すべての家庭及び子どもに対する事業等が円滑に推進できるよう、本計画を策定します。

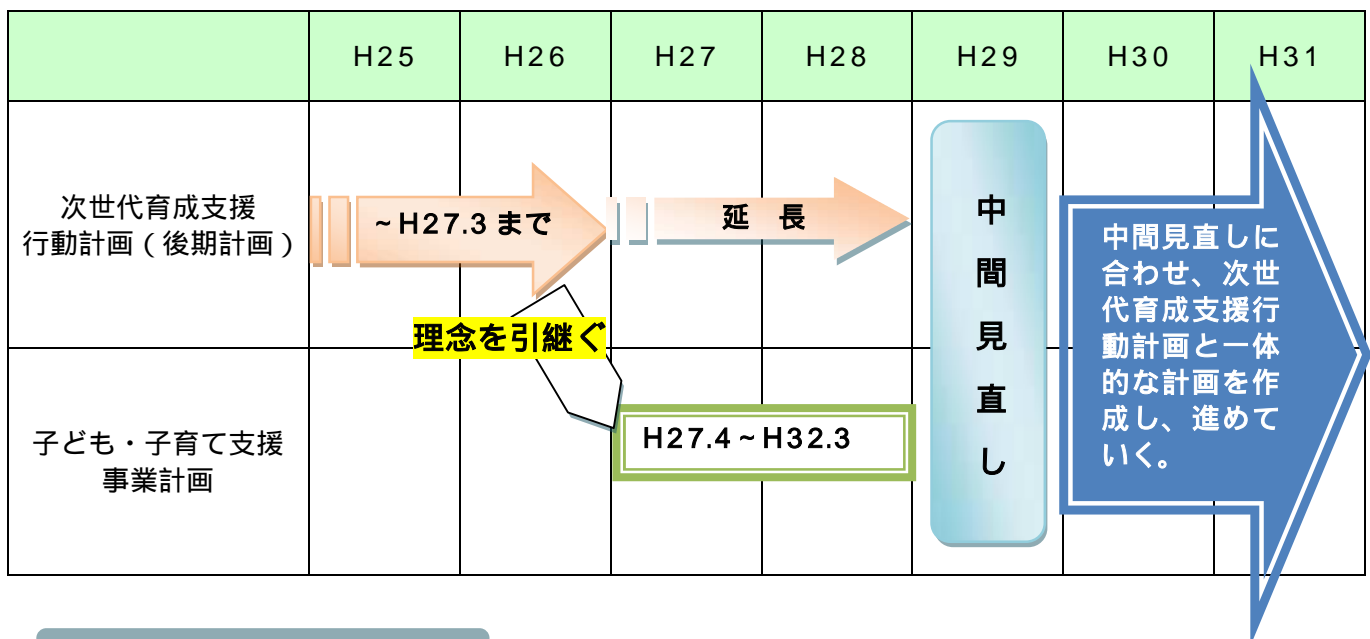
2. 計画の位置づけと期間

この計画の期間は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、基本指針に即して、平成27年度から平成31年度までの5年を1期とし、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画として策定します。

本計画の策定にあたっては、国の動向や市の現状を踏まえるとともに、これまでの市の取組みとの関連性、継続性を保ち、同時に、様々な分野の取り組みを総合的・一体的に進めるため、「第4次西宮市総合計画（中間改定・平成26年3月）」や各部門別計画との整合、連携を図ったものとします。

また、次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴い、平成27年3月31日までの時限立法であった法律の有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長されました。

このため本市では、現在の「西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を平成29年度まで延長し、平成29年度に予定している子ども・子育て支援事業計画の中間見直しと合わせて検討を行うこととしています。



3. 計画策定の体制

この計画の策定にあたっては、子どもの保護者や事業主、労働者の代表、子ども・子育て支援事業の関係者、学識経験者で構成する「西宮市子ども・子育て会議」を平成25年8月に設置して、具体的・個別的事案の審議や計画内容の検討を行いました。

また、市民の意見を計画に反映するため、「西宮市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」を平成25年11月から12月にかけて実施したほか、平成26年1月から2月にかけてワークショップやグループインタビューを実施し、子育て世帯や子育て支援の関係者、子ども本人（小学生）など幅広く西宮市の子育て環境等に関する状況の把握、子育ての実態やニーズの把握に努めました。

さらに、西宮市子ども・子育て会議において、一部の委員は公募による市民参画を図るとともに、計画素案ができた段階においてパブリックコメントを実施しました。

このほか、子ども・子育て支援新制度の円滑な推進のため、新制度に関わる市役所内の横断的な組織としてプロジェクトチーム「子ども・子育て支援新制度推進チーム」を設置しました。

第2編 子ども・子育て支援新制度の概要

第2編 子ども・子育て支援新制度の概要

1. 子ども・子育て支援新制度

(1) 概要

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）が、平成24年8月22日に公布され、平成27年4月から新たな子育て支援の仕組みが施行されます。

(2) 子ども・子育て関連3法の主なポイント

ア 幼保連携型認定こども園の改善

- ・認可・指導監督の一本化（中核市は市長権限に）
- ・学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ

イ 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）

ウ 小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

エ 地域の子ども・子育て支援の充実

新制度における子ども・子育て支援の取組みは、「給付」と「事業」で構成されます。

給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付

施設型給付

幼稚園、保育所、認定こども園

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、
居宅訪問型保育、事業所内保育

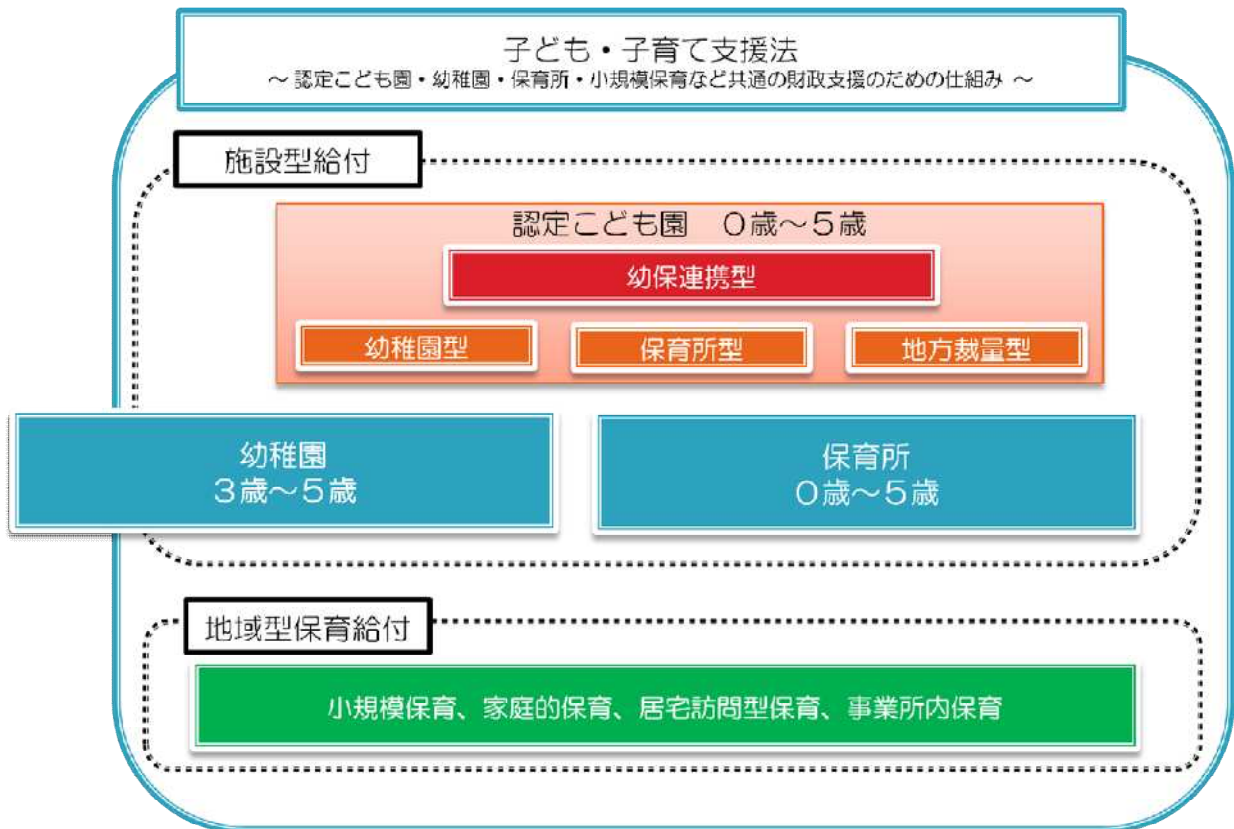
児童手当

地域子ども・子育て支援事業

利用者支援事業
時間外保育事業
実費徴収に係る補足給付を行う事業
多様な主体の参入促進事業
放課後児童健全育成事業
子育て短期支援事業
乳児家庭全戸訪問事業
養育訪問支援事業・要保護児童等の支援に資する事業
地域子育て支援拠点事業
一時預かり事業
病児保育事業
子育て援助活動支援事業
妊婦に対して健康診査を実施する事業

(3) 施設型給付と地域型保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）が創設されます。この2つの給付制度に基づいて、従来別々に行われていた認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等に対する財政支援の仕組みが共通化されます。



認定こども園法が改正され、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設として、新たな「幼保連携型認定こども園」が創設されます。

幼稚園については、新制度に移行し施設型給付の対象となる施設と、新制度に移行せず従来の私学助成を受ける幼稚園とに分かれます。

(4) 地域型保育給付について

教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、次の事業を地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとなります。

- ・家庭的保育（家庭的保育者（保育士など）の居宅その他の場所で保育する。）（利用定員5人以下）
- ・小規模保育（利用定員6人以上19人以下の小規模施設で保育する。）
- ・居宅訪問型保育（保育を必要とする子どもの居宅で保育する。）
- ・事業所内保育（従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもを保育する。）

(5) 施設型給付と地域型保育給付の対象施設・事業者の確認手続き

市町村長は、認可の際には、児童福祉審議会（西宮市の場合は「社会福祉審議会児童福祉専門分科会」）の意見を聴かなければならないとされています。

また、施設、事業者は、市町村による確認を受けて、施設型給付・地域型保育給付の対象となります。

確認とは

子ども・子育て支援新制度において、認可を受けた施設・事業者が給付等の支援対象となるために市町村から確認を受ける必要があります。

その上で、支給認定を受けた子どもが確認を受けた施設・事業者を利用することで、施設型給付・地域型保育給付を受けることができます。

認可と確認の違い

認可・・・施設が目的にあった基準を満たしていること

確認・・・施設が公費の支給対象施設・事業であること

(6) 支給認定制度

認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育等を利用する子どもについては、次の3つの認定区分が設けられ、市町村が、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定し区分に基づく給付を支給する仕組みとなります（施設、事業者が代理受領）。

認 定 区 分	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
1号認定子ども 満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性の認定を受けない）の就学前子ども	認定こども園 幼稚園
2号認定子ども 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども	認定こども園 保育所
3号認定子ども 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども	認定こども園 保育所 小規模保育等

(7) 保育の必要性の認定

認定こども園、保育所、小規模保育等において、保育を希望する場合には、保育の必要性の認定を受ける必要があります。保育の必要性の認定にあたっては、認定を受ける子どもの保護者が次の事由に該当することが必要となります。

就労（週3日以上かつ週16時間以上の就労）	妊娠、出産	保護者の疾病、障害
同居又は長期入院等している親族の介護、看護	災害復旧	求職活動
就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）	虐待やDV（家庭内暴力）のおそれがある	
育児休業取得中に、既に保育所等を利用している子どもがいて継続利用が必要であること		
その他、上記に類する状態として市が認める場合		

(8) 地域子ども・子育て支援事業

市町村が地域の実情に応じて実施する次の13事業が地域子ども・子育て支援事業とされ、対象事業の範囲は法定されています。

事業の名称	本市の実施事業
利用者支援事業	こども支援案内窓口
時間外保育事業	延長保育事業
実費徴収に係る補足給付を行う事業	新規
多様な主体の参入促進事業	新規
放課後児童健全育成事業	留守家庭児童育成センター
子育て短期支援事業	子育て家庭ショートステイ
乳児家庭全戸訪問事業	健やか赤ちゃん訪問事業
養育支援訪問事業等	要保護児童対策地域協議会・育児支援家庭訪問事業
地域子育て支援拠点事業	子育てひろば
一時預かり事業	幼稚園の預かり保育・保育所の一時的預かり事業 にしのみやしファミリー・サポートセンター事業
病児保育事業	病児・病後児保育事業・にしのみやしファミリー・サポートセンター事業（病児・緊急対応型）
子育て援助活動支援事業	にしのみやしファミリー・サポートセンター事業（就学児）
妊婦に対して健康診査を実施する事業	妊婦健康診査費用助成制度

(9) 利用者負担

利用者負担は、政令で定める額を限度として、保護者の世帯の所得の状況その他の事情を勘案して、市町村が定める額となります。

(10) 子ども・子育て支援事業計画

国の示す基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画の策定が市町村に義務づけられています。

主な必須記載事項

- ア 圏域の設定
- イ 幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込み（数値目標）
- ウ 幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る提供体制の確保の内容及びその実施時期（供給量及びその時期）
- エ 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策

(11) 地方版子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法の規定により、子ども・子育て支援にかかる当事者を含めた合議制の機関として、市町村における設置が努力義務とされています。本市においては、「西宮市子ども・子育て会議」（委員構成については、P73参照）を平成25年8月に設置しています。

- ア 評価検討ワーキンググループ、基準等検討ワーキンググループを設定
- イ 審議事項： 子ども・子育て支援事業計画 施設、事業の認可基準、運営に関する基準等
保育の必要性に認定基準 利用者負担 施設、事業の利用定員の設定
次世代育成支援行動計画後期計画（H22～H26）の評価

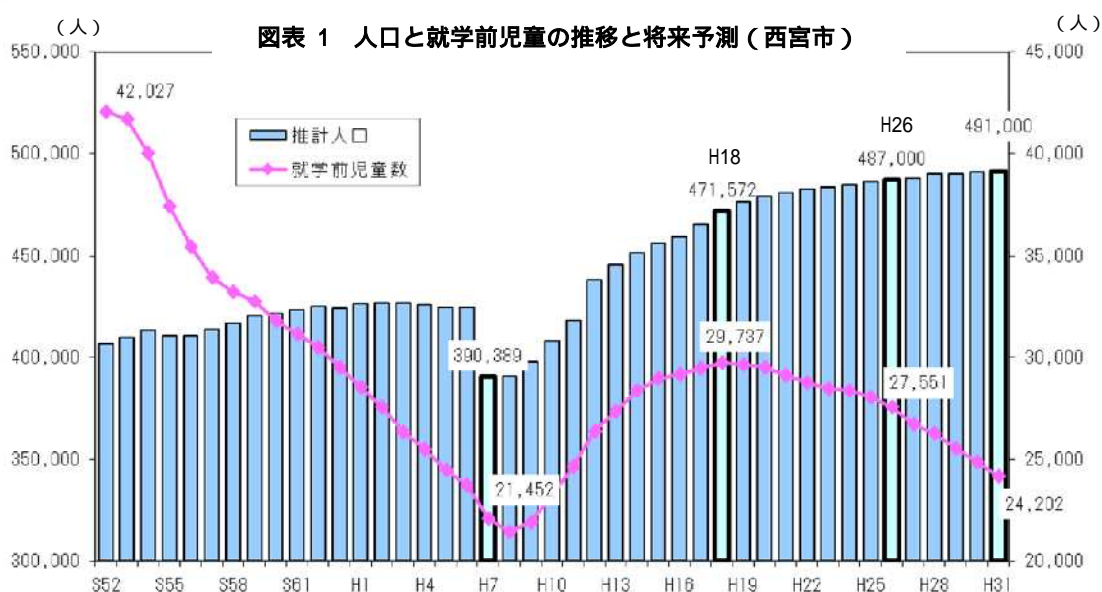
第3編 子ども・子育てを取り巻く本市の現状

第3編 子ども・子育てを取り巻く本市の現状

1. 人口の動向

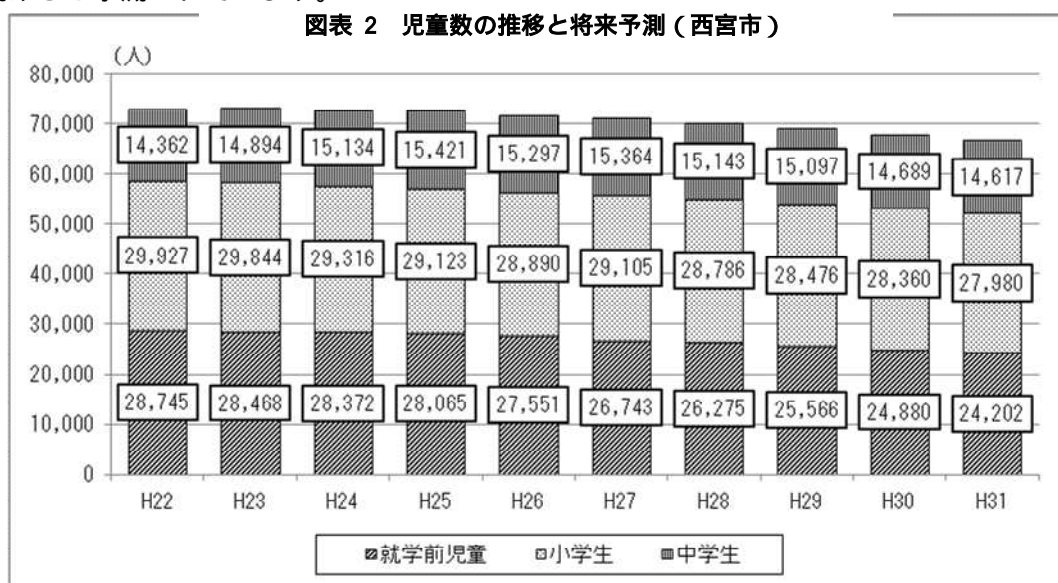
(1) 人口の推移と将来予測

本市の人口の推移と将来予測をみると、「総人口」は微増傾向にあり、平成25年で486,071人となっています。平成26年以降も微増傾向となっています。一方、「就学前児童(0～5歳児)」は平成18年をピークに減少傾向にあり、平成26年で27,551人となっています。また、平成26年以降も減少傾向にあると予測されています。



資料：総人口「西宮の統計」(平成25年まで)、「西宮市将来人口推計(平成24年6月)」(平成26年以降)
 就学前児童数「西宮市教育委員会資料」(平成26年まで)、「西宮市こども支援局資料」(平成27年以降)

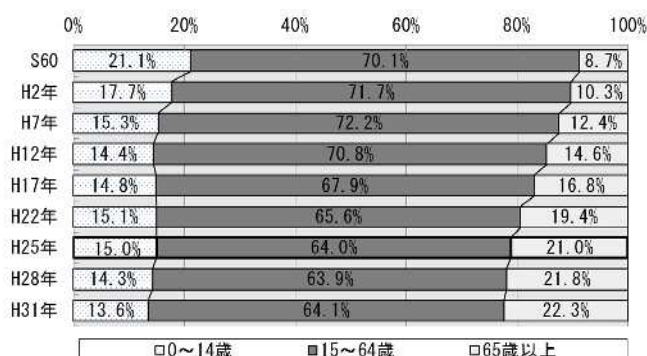
本市の児童数の推移と将来予測をみると、「就学前児童」と同様に「小学生」、「中学生」とも今後も減少し続けると予測されています。



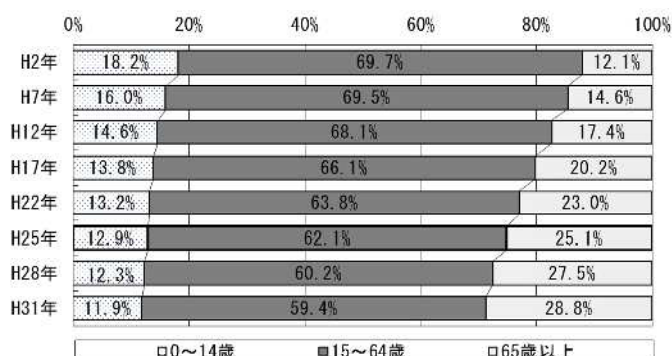
資料：就学前児童数「西宮市教育委員会資料」(平成26年まで)、「西宮市こども支援局資料」(平成27年以降)

本市の年齢別の人口の推移をみると、「0歳～14歳」の人口割合の減少スピードは全国と比較すると遅く、平成7年から平成28年までほぼ横ばいの状態です。しかし、65歳以上の高齢者は年々増加しており、全国と同様に少子高齢化が進んでいます。

図表3 年齢別の人口の推移（西宮市）



図表4 年齢別の人口の推移（全国）



資料：国勢調査（平成22年まで）
 「住民基本台帳・外国人登録人口（9月末）（平成25年）」
 「西宮市の将来人口推計（平成24年6月）」（平成28年以降）

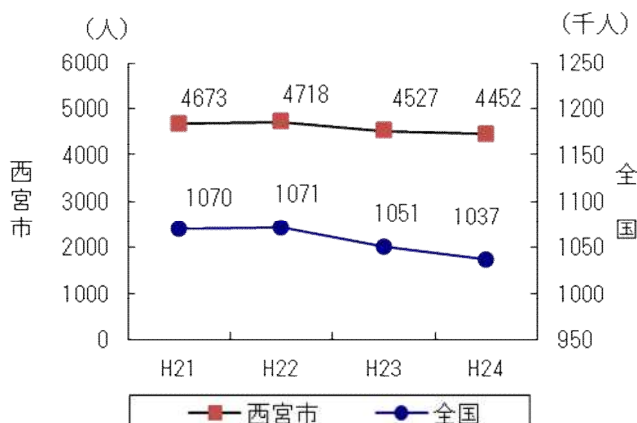
資料：国勢調査（平成22年まで）
 総務省統計局 推計人口（10月1日）（平成25年）
 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計（平成24年1月推計）」（平成28年以降）

（2）出生の動向

本市の出生数については微減傾向にあり、平成24年度では4,452人となっています。一方、合計特殊出生率は、微増傾向にありますが、全国と比べると低くなっています。

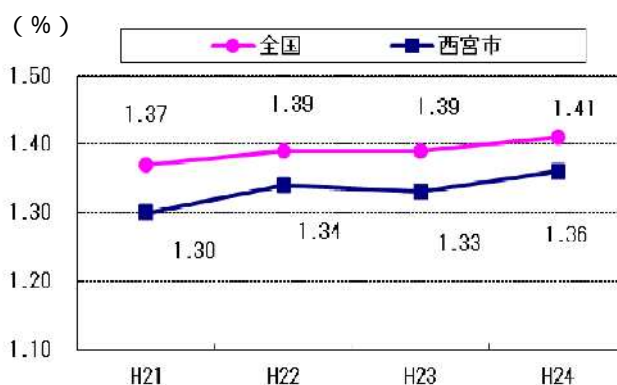
合計特殊出生率・・・合計特殊出生率は15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

図表5 出生数の推移



資料：西宮市「西宮市の統計」
 全国「人口動態統計（厚生労働省）」

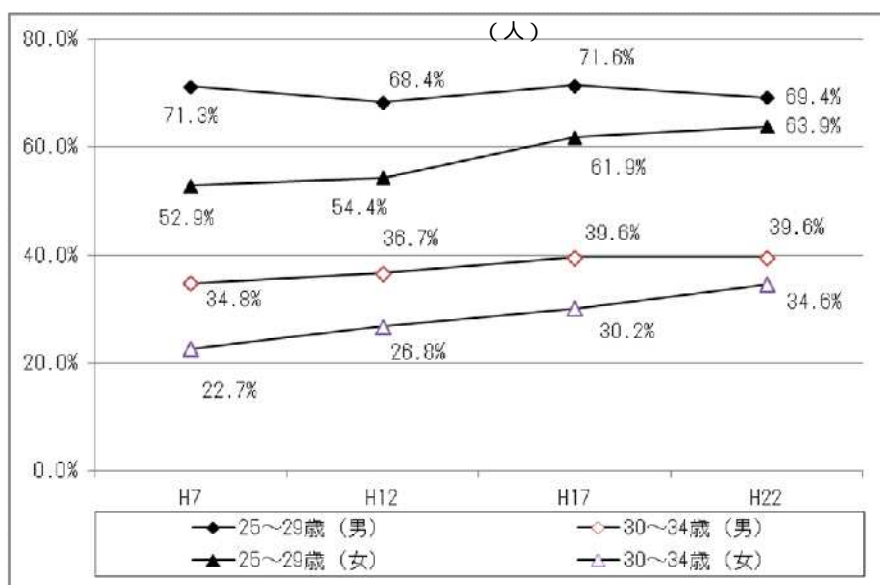
図表6 合計特殊出生率の推移



資料：西宮市保健所

本市の25～29歳、30～34歳の未婚率の推移をみると、男性は横ばいで推移していますが、女性は年々未婚率が高くなっています。

図表7 未婚率の推移（西宮市）

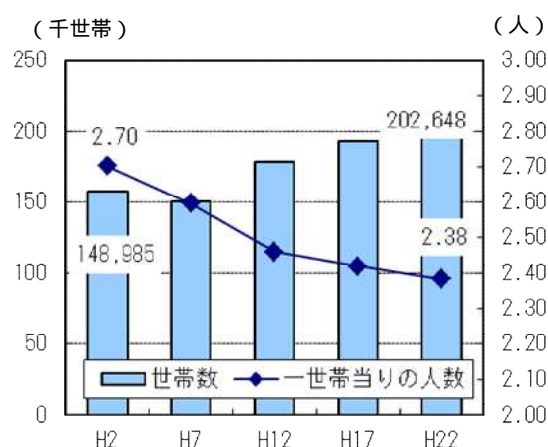


資料：国勢調査

（3）世帯（家族）や就労の状況

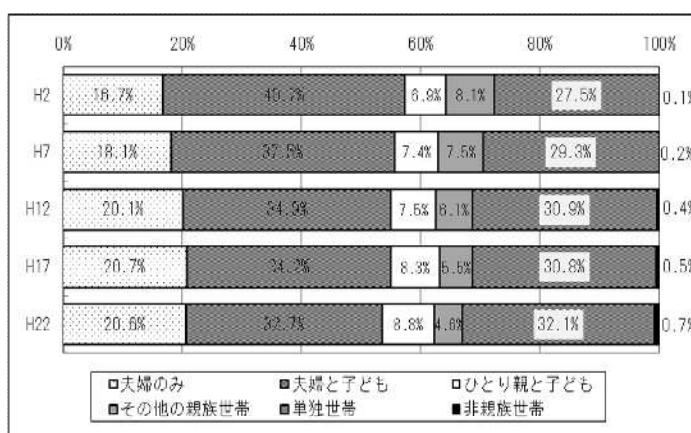
本市の世帯数と一世帯当たりの人数をみると、世帯数は年々増加している一方で、一世帯当たりの人数は年々減少しています。また、本市の世帯の家族類型別割合をみると「ひとり親と子ども」、「単独世帯」で増加傾向となっており、いわゆる、世帯の小規模化や核家族化がさらに進んでいることがうかがえます。

図表8 世帯数と一世帯当たりの人数（西宮市）



資料：国勢調査

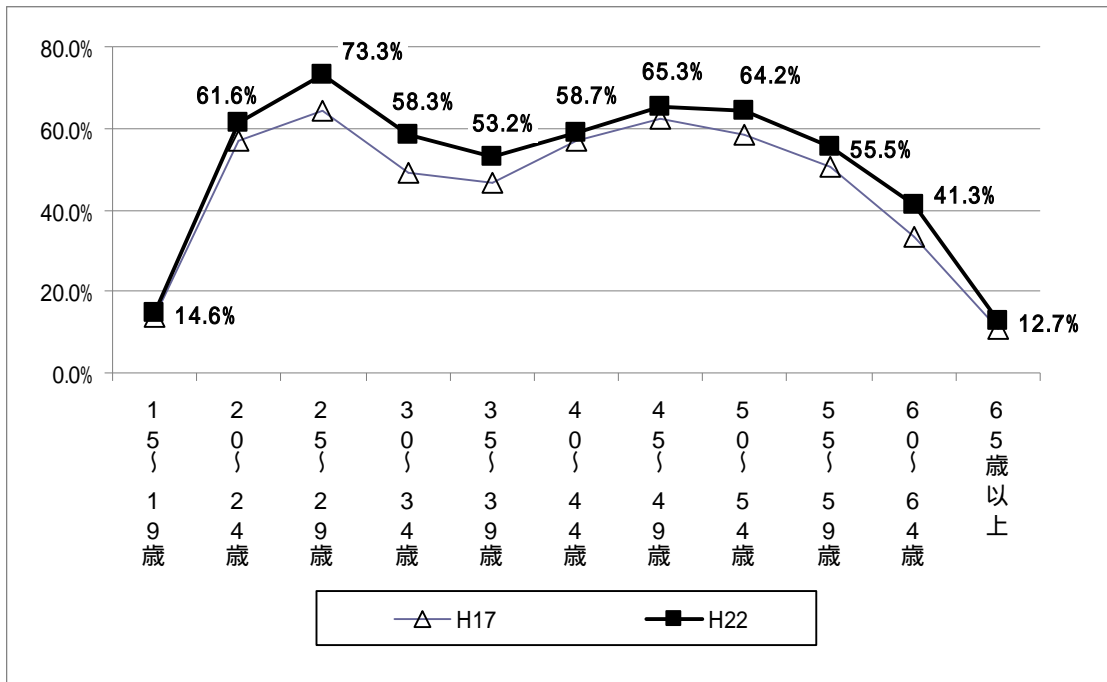
図表9 世帯の家庭類型別割合（西宮市）



資料：国勢調査

本市の女性の年齢別の就労状況をみると、30歳代で一旦低くなるM字カーブを描いていますが、平成22年には平成17年に比べて30歳代の労働力率が上昇しており、M字カーブがやや解消する傾向にあります。

図表 10 女性の年齢別就労状況(西宮市)



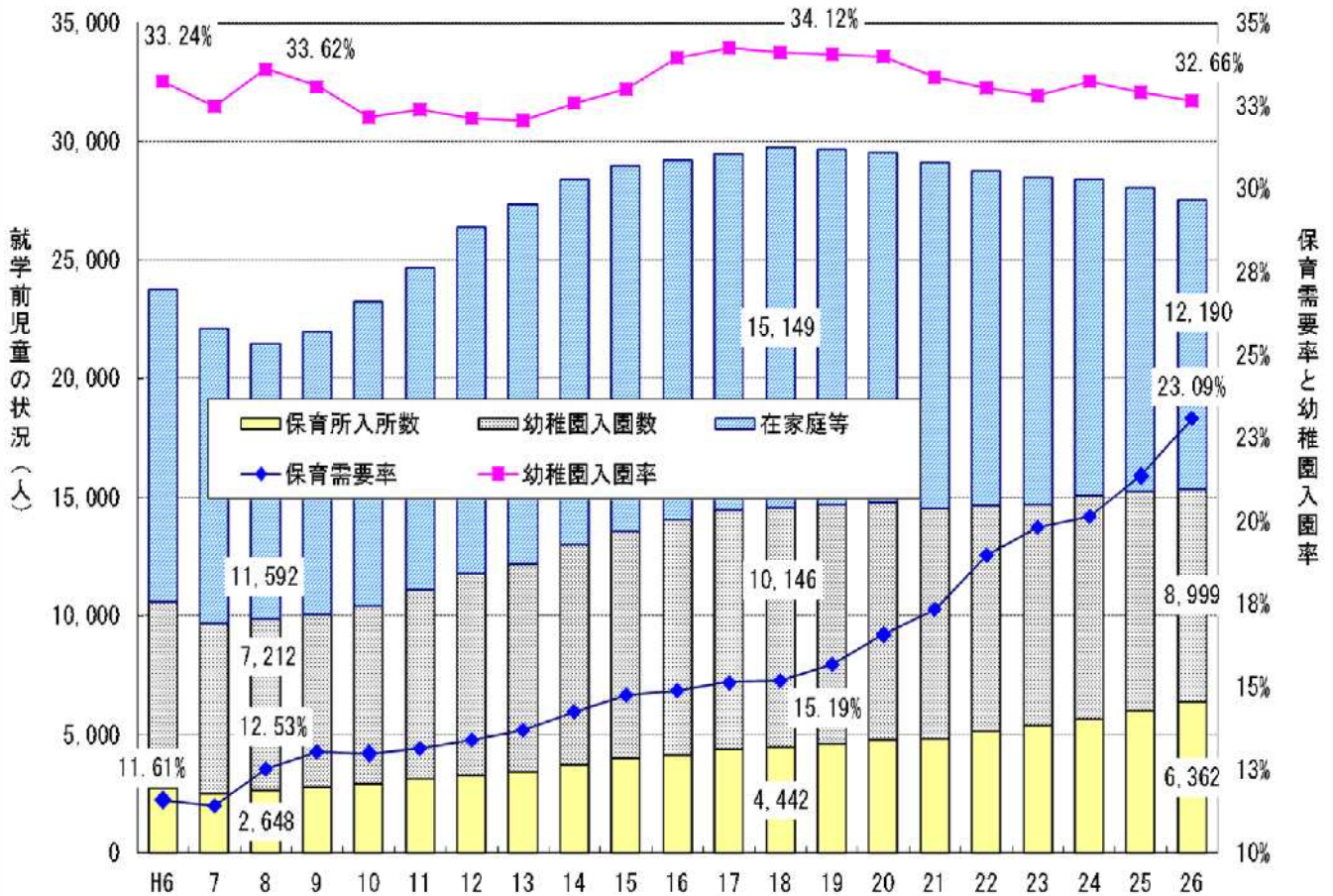
資料：国勢調査

2. 教育・保育施設、地域の子ども・子育て支援事業の状況

(1) 就学前児童の状況

本市の就学前児童の状況を見ると、在家庭等（認可保育所や幼稚園に通う児童以外を示し、認可外保育施設等の利用者を含む）が約半数となっています。また、「保育所入所数」及び「保育需要率¹」は年々増加を続けていますが、「幼稚園入園率²」は多少の増減はあるものの、約30%で推移しています。

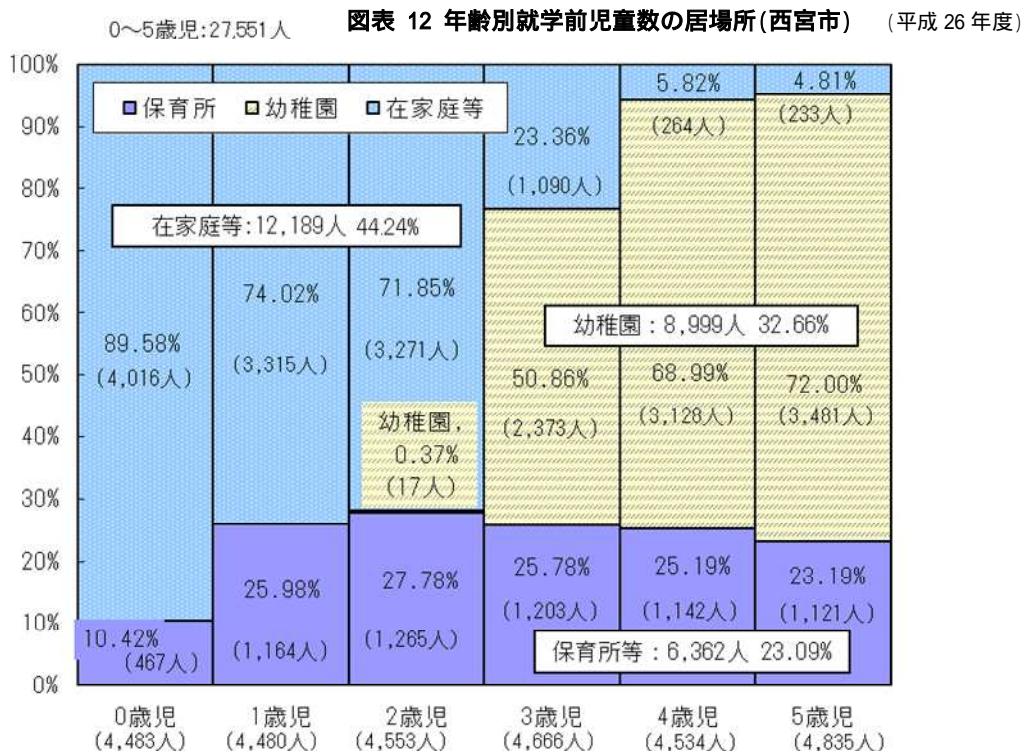
図表 11 保育需要率及び幼稚園入園率と就学前児童の推移(西宮市)



資料:西宮市こども支援局「保育所入所数(4/1現在)」、西宮市教育委員会「就学前児童数」「幼稚園入園数」(5/1現在)

- 1 保育需要率:「認可保育所、保育ルーム、家庭保育所、小規模保育施設の入所数+待機児童数」÷「就学前児童数」
- 2 幼稚園入園率:「幼稚園入園数」÷「就学前児童数」

平成 26 年度の就学前児童について、年齢別にみると、0 歳では約 90%が、1, 2 歳では約 70%が「在家庭等」である一方、3 歳では約 50%が、4, 5 歳では約 70%が「幼稚園」利用者となっています。「保育所」利用者は 0 ~ 5 歳で、約 23%となっています



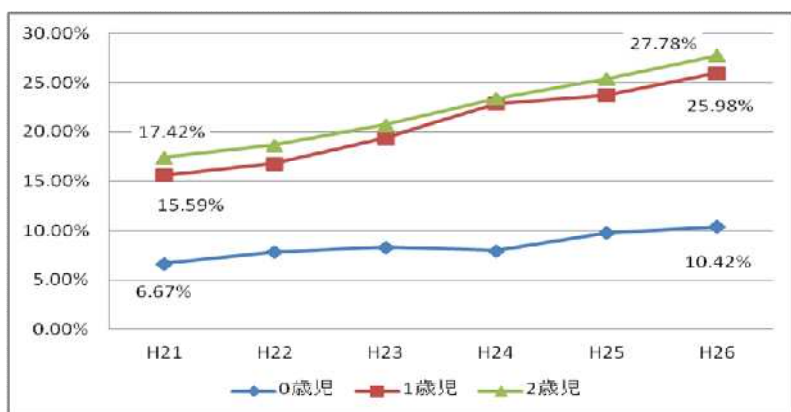
資料:西宮市こども支援局「保育所入所数(4/1現在)」、
西宮市教育委員会「就学前児童数(4/1現在)」「幼稚園入園数(5/1現在)」

0 歳児から 2 歳児における居場所をみると、約 80%が「在家庭等(「保育所等」を除く人数)」にいますが、保育需要の増加に伴い、年々、「保育所等(認可保育所、保育ルーム、家庭保育所、小規模保育施設の入所者数)」の割合が高まっています。

図表 13 0 歳から 2 歳児の居場所の推移(西宮市)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
児童数	14,605 人	14,326 人	14,169 人	13,903 人	13,796 人	13,516 人
在家庭等	12,676 人 (86.79%)	12,226 人 (85.34%)	11,863 人 (83.73%)	11,373 人 (81.80%)	11,050 人 (80.10%)	10,603 人 (78.44%)
保育所等	1,929 人 (13.21%)	2,083 人 (14.54%)	2,288 人 (16.15%)	2,516 人 (18.10%)	2,725 人 (19.75%)	2,896 人 (21.42%)

図表 14 0 歳から 2 歳児の保育所等入所児童数の推移(西宮市)



図表 15 資料
西宮市こども支援局
「保育所入所児童数(4/1現在)」
西宮市教育委員会
「就学前児童数(5/1現在)」

図表 16 資料
西宮市こども支援局
「保育所入所児童数(4/1現在)」

(2) 教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の状況

認定こども園

認定こども園は、現在、市内に2か所あります。本市では、平成23年4月に幼保連携型認定こども園が1か所、平成25年4月に幼稚園型認定こども園が1か所開設しています。

幼保連携型：認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ

幼稚園型：認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

図表 15 認定こども園の児童数（各年5月1日現在）

		H23	H24	H25	H26
幼保連携型 1か所	0～2歳の児童数	28人	37人	57人	57人
	3～5歳の児童数	329人	359人	359人	358人
	合計	357人	396人	416人	415人
幼稚園型 1か所	0～2歳の児童数	-	-	10人	10人
	3～5歳の児童数	-	-	269人	257人
	合計	-	-	279人	267人

資料：西宮市子ども支援局

幼稚園

幼稚園は、公立幼稚園が20園（他1園休園中）、私立幼稚園が40園あります。幼稚園の園児数は、減少傾向にあります。

図表 16 幼稚園の園児数（各年5月1日現在）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
満3歳児	0人	0人	130人	14人	21人	17人
3歳児	2,258人	2,345人	2,415人	2,474人	2,310人	2,373人
4歳児	3,684人	3,387人	3,466人	3,405人	3,421人	3,128人
5歳児	3,772人	3,768人	3,448人	3,534人	3,483人	3,481人
合計	9,714人	9,500人	9,459人	9,427人	9,235人	8,999人

資料：西宮市教育委員会

保育所

保育所は、公立保育所が23園、民間保育所が45園（うち分園9園）あります。保育所の入所児童数は増加傾向にあります。

図表 17 保育所の入所児童数（各年4月1日現在）

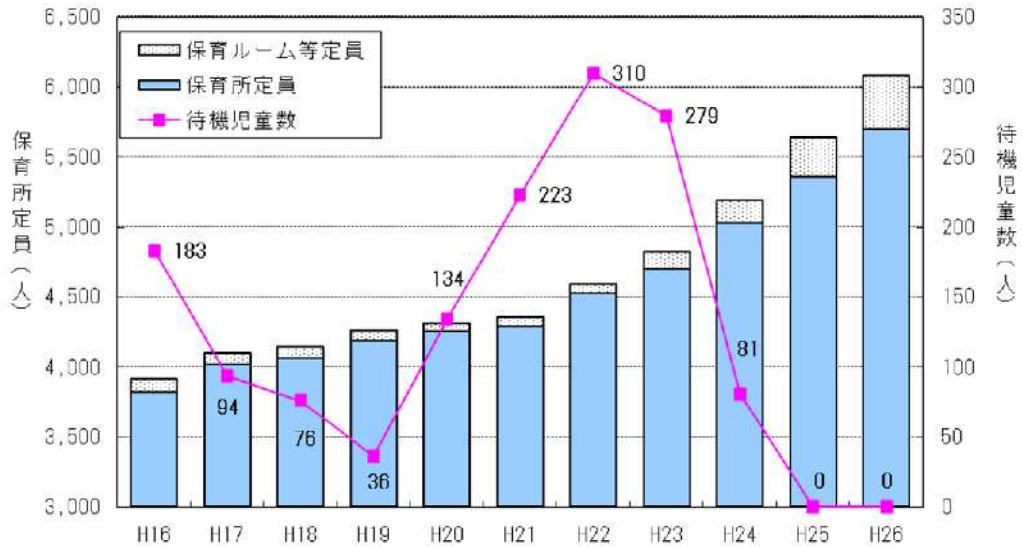
	H21	H22	H23	H24	H25	H26
0歳児	327人	363人	394人	356人	424人	459人
1歳児	756人	814人	846人	935人	1,000人	1,042人
2歳児	846人	906人	948人	1,035人	1,120人	1,165人
3歳児	950人	1,009人	1,020人	1,076人	1,107人	1,180人
4歳児	981人	985人	1,051人	1,060人	1,099人	1,142人
5歳児	929人	1,016人	1,001人	1,052人	1,066人	1,121人
合計	4,789人	5,093人	5,260人	5,514人	5,816人	6,109人

資料：西宮市子ども支援局

保育所の待機児童

保育所等の定員と待機児童の推移をみると、保育所等の定員は、毎年増加しているものの、保育所の待機児童数は、平成20年度以降、急激に増加し、平成22年度は過去最高となる310人となっています。その後、さらに取組みを進め、平成25年度、26年度における待機児童はゼロとなっています。

図表 18 保育所等の定員と待機児童数の推移(各年度4月1日現在)



資料:西宮市子ども支援局

(3) 地域型保育事業（家庭保育所、保育ルーム、小規模保育、事業所内保育施設）と認可外保育施設

地域型保育事業（家庭保育所、保育ルーム、小規模保育、事業所内保育施設）

家庭保育所については、現在、市内に5か所あります。

保育ルームについては、市内48か所あり、平成24年から25年度にかけて施設数が増設したことにより、利用者数も大きく増加しました。

また、平成26年から小規模保育施設が9か所開設し、81人が利用しています。

このほか、事業所内保育施設が市内に18か所あります。

図表 19 家庭保育所の入所児童数（各年4月1日現在）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
施設数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所	5か所
利用者数	12人	28人	18人	25人	17人	9人

資料：西宮市子ども支援局

図表 20 保育ルームの入所児童数（各年4月1日現在）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
施設数	6か所	7か所	18か所	25か所	47か所	48か所
利用者数	25人	27人	57人	84人	167人	163人

資料：西宮市子ども支援局

図表 21 小規模保育施設の入所児童数（各年4月1日現在）

	H26
施設数	9か所
利用者数	81人

資料：西宮市子ども支援局

図表 22 事業所内保育施設の入所児童数（各年4月1日現在）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
施設数	14か所	16か所	16か所	17か所	18か所	18か所
利用者数	198人	203人	231人	265人	284人	277人

資料：西宮市子ども支援局

認可外保育施設

認可外保育施設については、利用者数が年々増加傾向にあります。

図表 23 地域別 認可外保育施設の入所児童数(各年4月1日現在)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
施設数	35か所	35か所	42か所	41か所	41か所	39か所
利用者数	741人	789人	765人	976人	1,086人	1,084人

資料：西宮市子ども支援局

(4) 地域子ども・子育て支援事業の状況

時間外保育事業（延長保育事業）

延長保育については、施設数、ひと月の延べ利用定員、ひと月の延べ利用者数とも、おおむね増加しています。

図表 24 保育所の延長保育事業の利用状況（各年4月）

	H21	H22	H23	H24	H25
施設数	45 か所	47 か所	50 か所	53 か所	56 か所
ひと月の延べ利用定員	1,595 人	1,656 人	1,740 人	1,804 人	1,833 人
ひと月の延べ利用者数	988 人	1,063 人	1,140 人	1,186 人	1,168 人

資料：西宮市こども支援局

放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成センター）

留守家庭児童育成センターの入所児童数をみると平成 25 年以降増加し、平成 26 年で 2,853 人となっています。

図表 25 留守家庭児童育成センターの利用状況（各年5月1日）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
入所児童数	2,641 人	2,521 人	2,547 人	2,529 人	2,688 人	2,853 人
うち、障がい児	80 人	67 人	67 人	69 人	80 人	74 人

資料：西宮市こども支援局

子育て短期支援事業（子育て家庭ショートステイ）

子育て家庭ショートステイの利用状況をみると、年間利用人数、延べ日数とも年によってばらつきがみられますが、おおむね横ばいで推移しています。

図表 26 子育て家庭ショートステイの利用状況（西宮市）

	H21	H22	H23	H24	H25
実施施設数	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	8 か所
年間利用人数	43 人	37 人	59 人	45 人	43 人
年間延べ日数	152 人	145 人	211 人	142 人	151 人

資料：西宮市こども支援局

乳児家庭全戸訪問事業（健やか赤ちゃん訪問事業）

健やか赤ちゃん訪問事業については、対象件数に対し、面談率は、ほぼ 100%となっています。

図表 27 健やか赤ちゃん訪問事業の実施状況（西宮市）

	H22	H23	H24	H25
対象件数	4,676 世帯	4,527 世帯	4,455 世帯	4,430 世帯
民生委員面談件数	4,118 世帯	3,976 世帯	3,944 世帯	3,903 世帯
母子保健等による把握件数	555 世帯	551 世帯	510 世帯	-
合計（+）	4,673 世帯	4,527 世帯	4,453 世帯	-
面談率（/）	99.9%	100%	99.9%	-

平成 22 年 3 月から全市展開

平成 25 年度は、現在乳幼児健診や、健診未受診の家庭への個別訪問などにより調査中

資料：西宮市こども支援局

養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）

育児支援家庭訪問事業については、利用世帯、利用回数とも年々減少しています。

図表 28 育児支援家庭訪問事業の利用状況（西宮市）

	H21	H22	H23	H24	H25
利用世帯	54 世帯	42 世帯	52 世帯	49 世帯	42 世帯
利用回数	延べ 747 回	延べ 503 回	延べ 600 回	延べ 628 回	延べ 569 回

資料：西宮市子ども支援局

家庭児童相談及びケース会議

家庭児童相談については、相談件数、相談回数ともに年々増加しています。

図表 29 家庭児童相談の相談件数及びケース会議の回数（西宮市）

	H21	H22	H23	H24	H25
件数 （うち、虐待）	1,088 件 （542 件）	1,435 件 （806 件）	1,490 件 （814 件）	1,444 件 （723 件）	1,550 件 （770 件）
回数 （うち、虐待）	6,647 件 （3,724 件）	10,035 件 （6,706 件）	13,332 件 （8,546 件）	15,088 件 （9,140 件）	17,295 件 （10,486 件）
ケース会議 の回数	80 回	121 回	99 回	91 回	120 回

資料：西宮市子ども支援局

地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）

地域別の地域子育て支援拠点事業については、延べ利用者数はおおむね増加しています。

図表 30 地域子育て支援拠点事業の利用状況（西宮市）

	H21	H22	H23	H24	H25
実施箇所数	11 箇所	13 箇所	14 箇所	14 箇所	15 箇所
延べ利用者数	73,145 人	117,795 人	142,463 人	165,530 人	151,898 人
うち、子ども	38,966 人	62,620 人	75,568 人	88,976 人	80,232 人

資料：西宮市子ども支援局

保育所の一時預かり

保育所の一時預かりについては、半日利用、1日利用とも年々、利用者数が増加しています。

図表 31 保育所の一時預かりの利用状況（西宮市）

	H21	H22	H23	H24	H25
定員	77 人	82 人	82 人	85 人	93 人
半日利用	990 人	858 人	1,020 人	1,149 人	1,514 人
1日利用	9,129 人	11,143 人	9,635 人	10,422 人	12,327 人

資料：西宮市子ども支援局

病児保育事業

病児・病後児保育はともに、登録者数は増加しています。利用者数、延利用日数については、病児については年々増加していますが、病後児については、減少傾向にあります。

図表 32 病児・病後児保育の利用状況（西宮市）

		H21	H22	H23	H24	H25
【病児】 1か所 6名定員	登録者数		4人	564人	352人	483人
	利用者数		0人	294人	339人	401人
	延利用日数		0人	470人	526人	624人
	稼働率			26.4%	29.9%	35.4%
【病後児】 1か所 2名定員	登録者数	91人	136人	429人	324人	455人
	利用者数	87人	93人	114人	102人	82人
	延利用日数	167人	218人	219人	202人	151人
	稼働率	28.5%	37.2%	37.2%	34.5%	25.7%

病児保育事業は、平成22年3月から実施

資料：西宮市子ども支援局

子育て援助活動支援事業（にしのみやしファミリー・サポート・センター事業）

にしのみやしファミリー・サポート・センター事業については、提供会員・依頼会員とも、ほぼ横ばいで推移していますが、提供会員に比べ、依頼会員がかなり多くなっています。

活動回数の内訳をみると、就学前は増加傾向にあります。就学後は、年によってばらつきがみられます。

図表 33 にしのみやしファミリー・サポート・センター事業の利用状況（西宮市）

		H21	H22	H23	H24	H25
提供会員（両方会員含む）		854人	926人	905人	904人	898人
依頼会員（両方会員含む）		2,503人	2,643人	2,902人	2,950人	2,957人
年間延べ利用	就学前	5,337人	6,171人	7,935人	8,494人	10,474人
	うち、病児・緊急対応型	0人	1,442人	1,640人	2,114人	2,406人
	就学後	3,224人	2,868人	2,263人	3,836人	2,187人
	うち、病児・緊急対応型	0人	1,133人	742人	941人	884人

* 病児・緊急対応型については、23年度より開始。22年度までは、病氣回復期の対応。

資料：西宮市子ども支援局

妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査費用助成制度）

妊婦健康診査費用助成制度については、年によってばらつきがみられますが、微減傾向にあります。

図表 34 妊婦健康診査費用助成制度の状況（西宮市）

	H21	H22	H23	H24	H25
申請者数	5,539人	5,280人	5,286人	5,035人	5,196人
助成回数	55,553回	58,191回	57,343回	55,646回	55,977回

資料：西宮市子ども支援局

3. ニーズ調査からみる子育ての状況

調査の名称	西宮市子ども・子育て支援事業計画作成のためのアンケート調査	
調査の目的	子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、本市における子育て支援に関する意見等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施	
調査設計	調査対象	就学前児童：平成25年9月現在、西宮市に住んでいる就学前児童の保護者から無作為に抽出 小学生：平成25年9月現在、西宮市に住んでいる小学生の保護者から無作為に抽出
	調査方法	平成25年11月6日～平成25年12月20日
	調査期間	調査票による本人記入方式 郵送配布・郵送回収による郵送調査方法

(1) 子育ての楽しさ、子育てに関する悩み

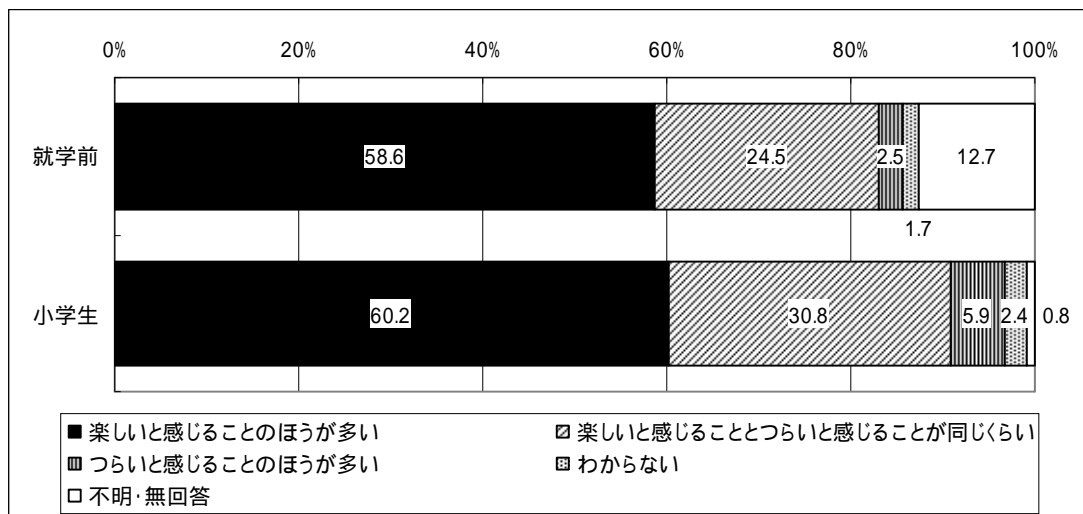
子育てを楽しんでいるかについては、「就学前」、「小学生」とも60%前後が楽しいと感じています。一方で、2%前後が辛いと感じることが多いとしています。

子育ての楽しみについては、就学前、小学生とも「子どもとのふれあい、交流」、「子どもの成長をみることを」あげる人が多くなっています。

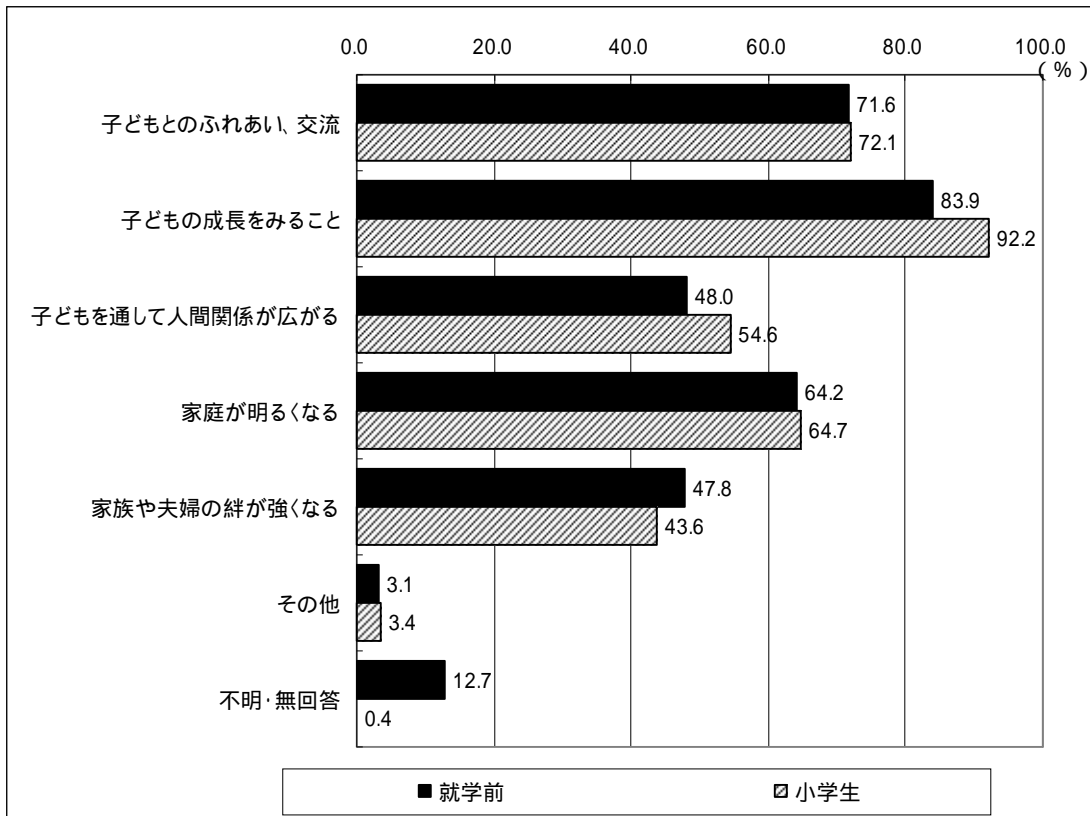
子育て等での不安や負担については、何らかの負担を感じている人は就学前、小学生ともに50%前後となっています。なかでも非常に不安や負担等を感じる人は就学前で約6%、小学生で9%います。

大半が子育てについて楽しいとしている一方で、ごくわずかですが、子育てを辛いと感じていたり、非常に不安や負担を感じている人がいます。

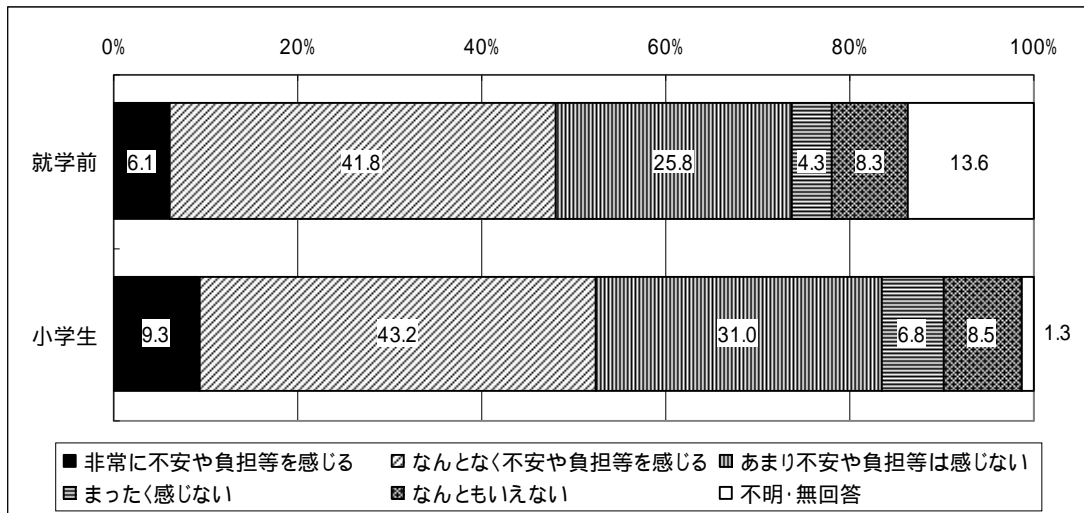
図表 35 子育てを楽しんでいることの有無



図表 36 子育ての楽しみ



図表 37 子育て等での不安や負担

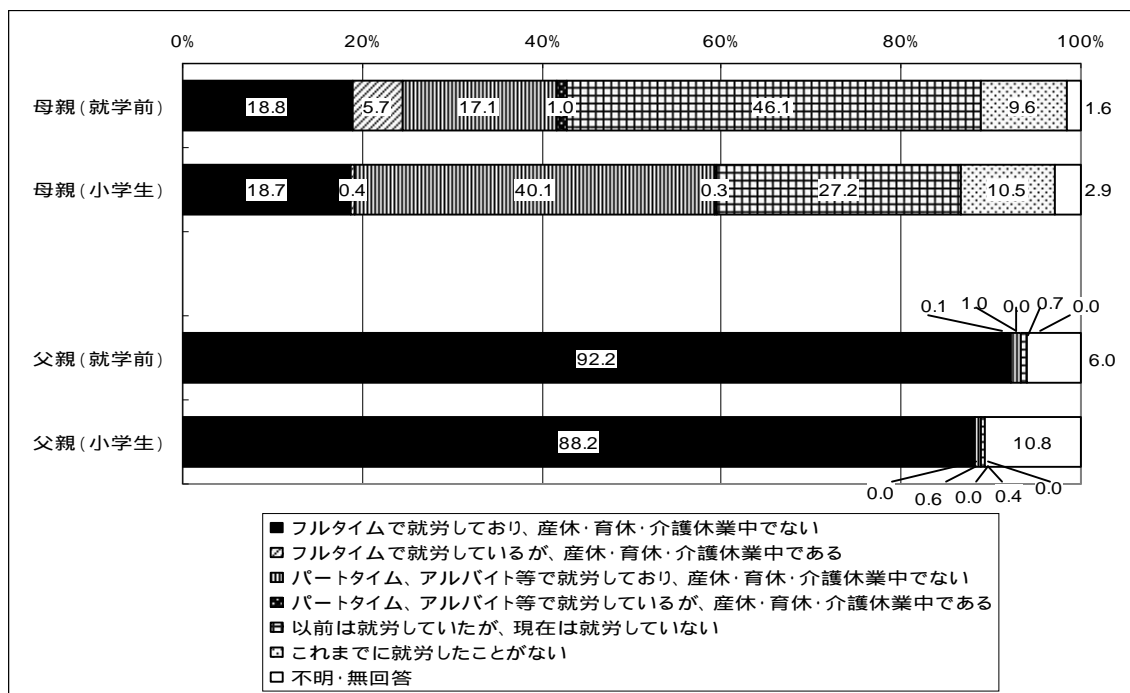


(2) 子育てと仕事の両立

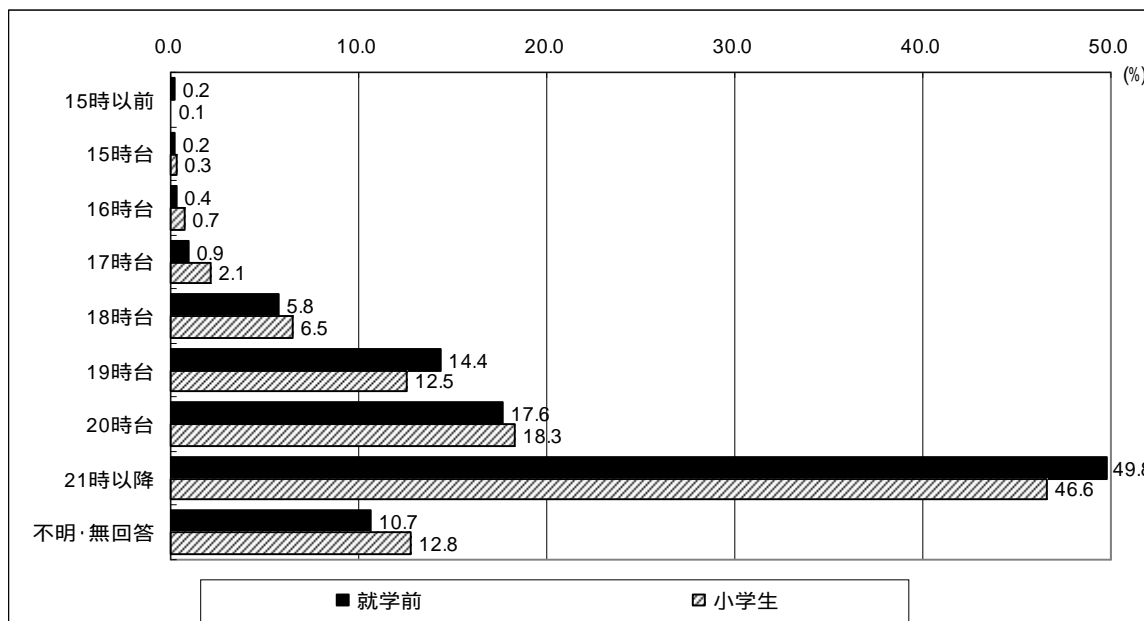
保護者の就労状況について、母親の就労状況は、就学前では何らかの仕事に就いている人が約40%に対し、小学生では何らかの仕事に就いている人が約60%を占めています。特に小学生ではパート就労している人が約40%となっており、就学前に比べて大幅に増加しています。また、父親については、就学前、小学生とも何らかの仕事についている人が約90%を占めています。

父親の帰宅時間については、就学前、小学生とも「21時以降」に帰宅する人が約50%を占めています。

図表 38 保護者の就労状況

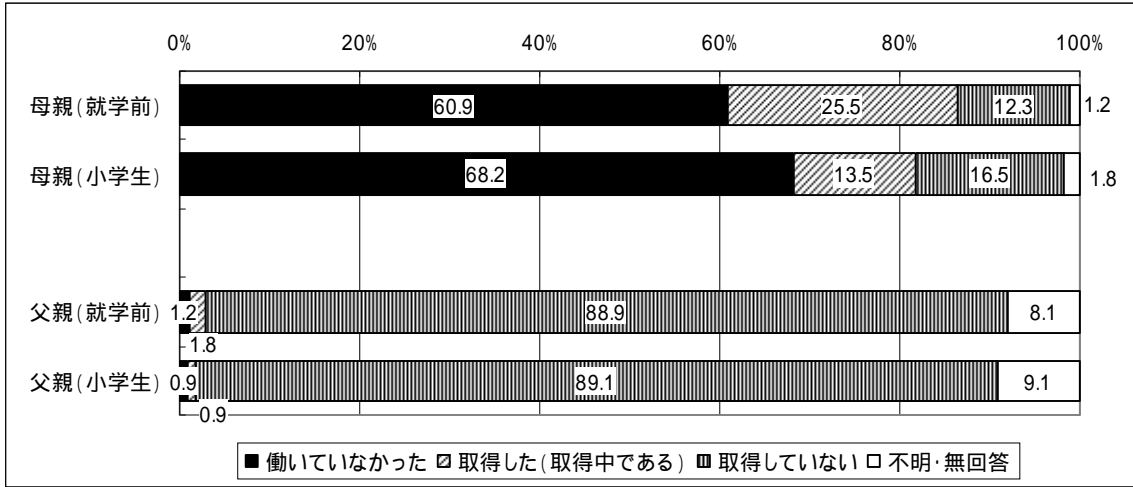


図表 39 父親の帰宅時間



育児休業の取得については、母親では就学前で約26%、小学生で約14%が取得しており、母親の育児休業取得者が増えています。父親では約1%が取得しています。

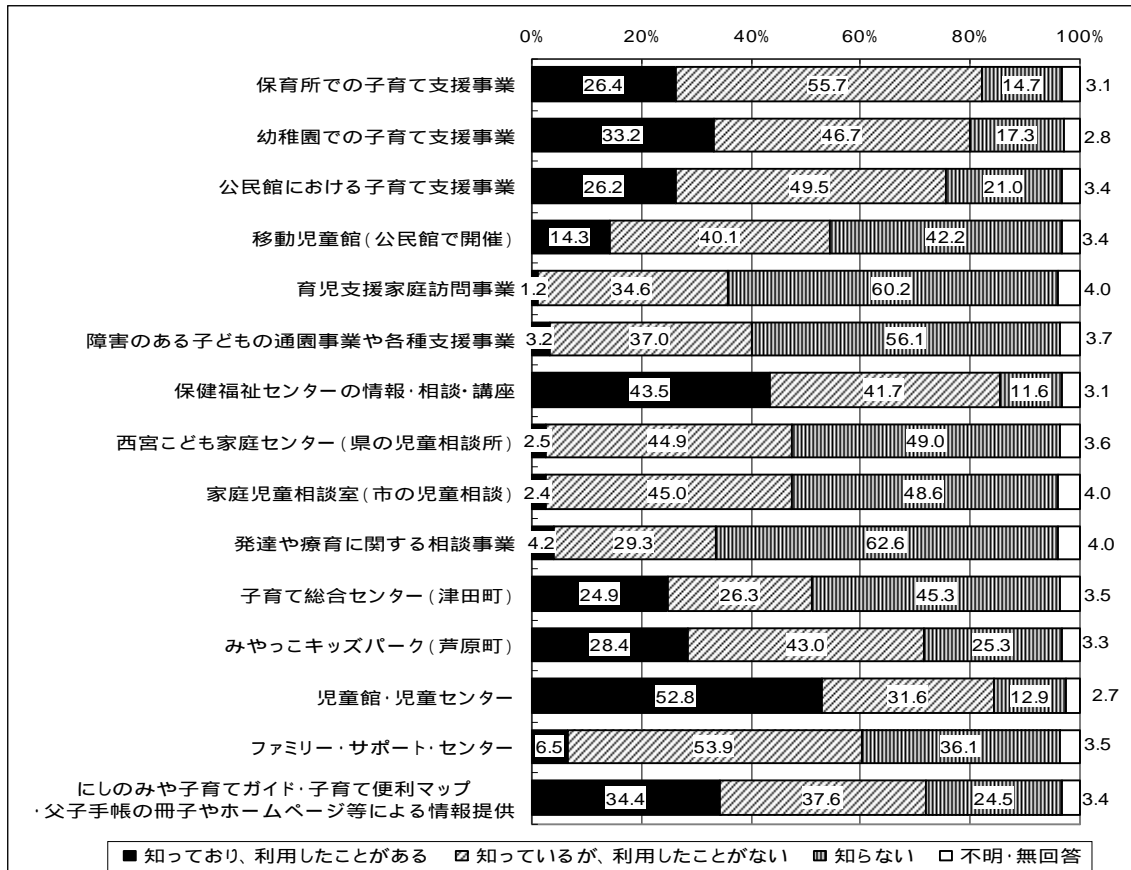
図表 40 保護者の育児休業の取得状況



(3) 子育て支援サービスの利用状況

子育て支援サービスの利用状況を見ると、児童館・児童センターや保健福祉センターの情報・相談・講座を利用している人の割合が高くなっています。

図表 41 子育て支援サービスの利用状況(就学前)

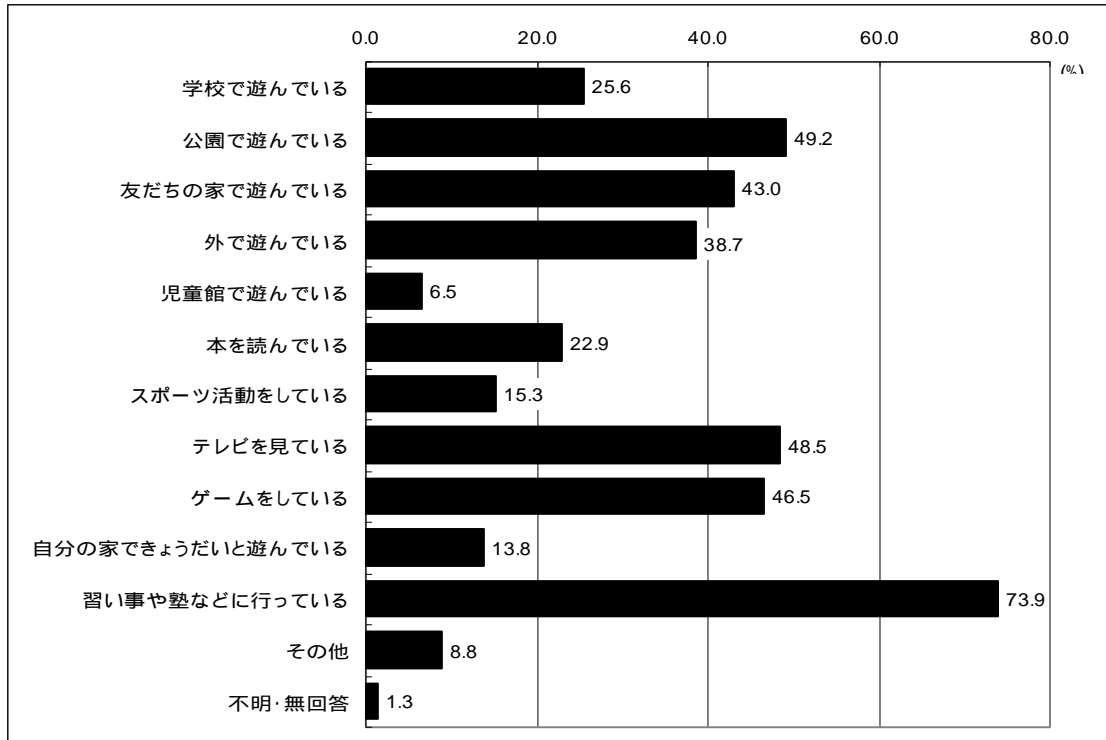


(4) 放課後の過ごし方

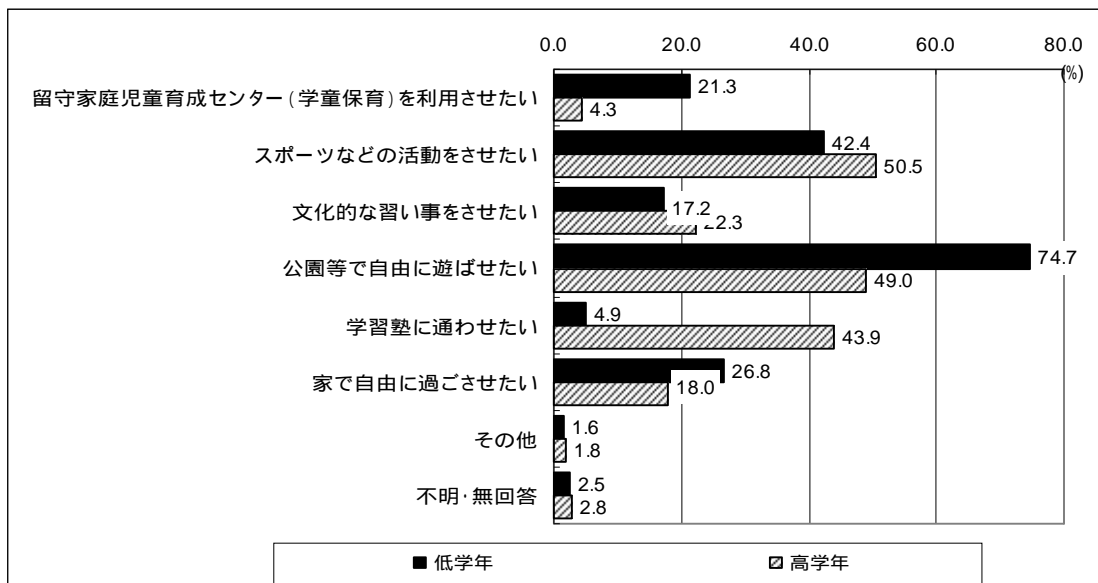
小学生高学年の放課後の過ごし方については、「習い事や塾などに行っている」が約74%と最も高く、その他では「公園で遊んでいる」、「テレビを見ている」、「ゲームをしている」などが多くなっています。

また、保護者の放課後の過ごし方の希望については、低学年では「公園等で自由に遊ばせたい」が約75%と最も高くなっているのに対し、高学年では「スポーツなどの活動をさせたい」、「学習塾に通わせたい」などが多くなっています。

図表 42 放課後の過ごし方（小学生高学年本人）



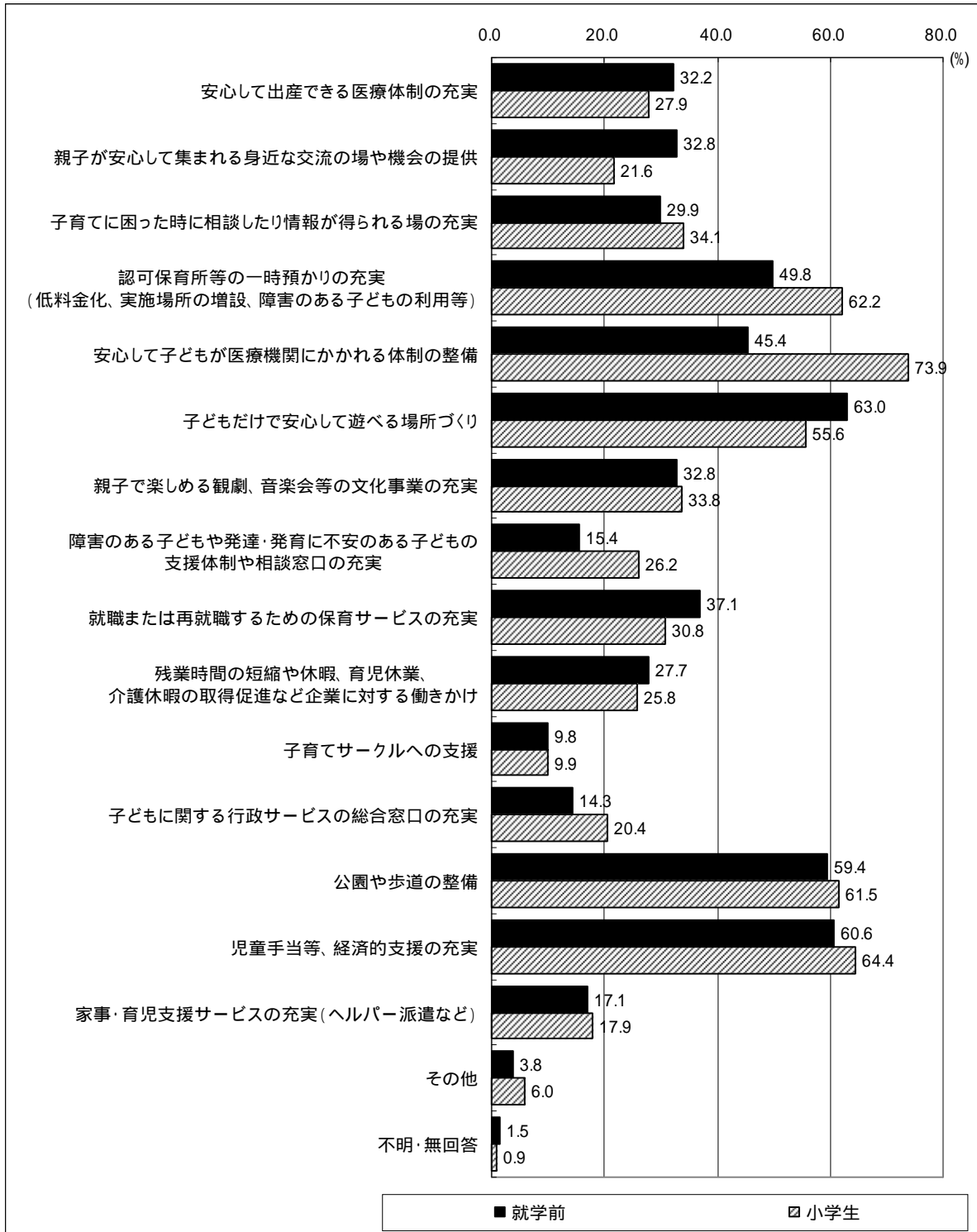
図表 43 放課後の過ごし方の希望（保護者）



(5) 子育て支援で力を入れてほしいこと

子育て支援で力を入れてほしいことについては、就学前、小学生とも「認可保育所等の一時預かりの充実（低料金化、実施場所の増設、障害のある子どもの利用等）」、「子どもだけで安心して遊べる場所づくり」、「公園や歩道の整備」、「安心して子どもが医療機関にかかる体制の整備」、「児童手当等、経済的支援の充実」をあげる人が多くなっています。

図表 44 子育て支援で力を入れてほしいこと



第4編 計画の基本的な考え方

第4編 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本市では、これまで次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年度から平成21年度を前期、平成22年度から平成26年度を後期の計画期間として「西宮市次世代育成支援行動計画」を策定し、「子どもが輝くまち・人にやさしいまち にしのみやへ ～子育てするなら 西宮～」を基本理念に、地域における子育て支援サービスや保育サービスの充実をはじめ、子どもの教育環境の充実など、幅広い施策の展開を図ってきました。

子ども・子育て支援事業計画における基本理念及び基本的な視点の設定にあたっては、西宮市子ども・子育て会議で審議を重ねてきました。

その中で、「幼児期の学校教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」及び「提供体制の確保の内容」等が主な記載事項となる子ども・子育て支援事業計画より包括的な計画となる次世代育成支援行動計画の基本理念を踏襲することや、平成22年度から3か年にわたり、本市の幼児期における教育・保育のあり方について審議してきた「西宮市幼児期の教育・保育審議会」での答申を加えることとしました。

さらに、子ども・子育て支援法に基づく基本指針やニーズ調査などにおけるさまざまな意見等を踏まえるとともに、保護者のニーズばかりに目を向けるのではなく、“子ども中心に考える”といった子どもの視点に立った取り組みを進めていくという観点で基本理念及び基本的な視点を設定しました。

基本理念

子どもが輝くまち・人にやさしいまち にしのみやへ
～ 子育てするなら 西宮 ～

子どもや子育て世代の思いや意見を尊重するまち、子育て家庭を支えるまちは、子どもの輝く笑顔につながります。わたしたちは、子どもの笑顔があふれるよう、“子どもの笑顔がいきいきと輝くまち にしのみや”をめざします。

また、地域全体で子どもを見守り、子育て家庭を支えあう心温かなまち、子育て家庭にやさしいまちは、高齢者や障害のある人など全ての人にとって暮らしやすいまちにつながります。あらゆる人がいきいきと輝けるよう、“すべての人にやさしいまち にしのみや”をめざします。

2. 基本的な視点

本計画は計画期間における幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業について「量の見込み」と「確保内容及びその方法」・「実施時期」を記載することが目的となります。第5編以降は各サービスについて前述の必要事項を明記していきますが、その考え方は以下に掲げる視点を踏まえたものとなります。

[1] すべての子どもが健やかに成長する社会をめざします

しっかりとした愛着形成を支えられるように、豊かな自然環境・文化的環境など周囲の環境と関わり合う中で、協調性・夢・希望をはぐくみ、出会いを喜び、感謝の気持ちを持って、主体的に生きていく力を培います。

[2] すべての子どもの幸せを第一に考えます

社会の希望であり、未来をつくる存在である子どもが自身の幸せを実感できるよう、すべての子どもの幸せを第一に考えたまちづくりを進めます。また、すべての子どもが健やかに成長できるよう、子どもの権利や利益を尊重し、子どもの視点に立った取り組みを進めていきます。

[3] 子育てが楽しく思えるまちづくりをめざします

子育て家庭の精神的な不安、肉体的・経済的な負担、子育てと仕事の両立の大変さ、孤立感など、子育てを取り巻く不安や負担を理解した上で、子育て家庭を支え、子育てをすることが楽しく思えるまちをめざします。

[4] まち全体で子どもを育みます

保護者が子育てを第一義的に担うことを踏まえ、多様な家庭形態に配慮しつつ、子どもの成長をともに喜び、安心して子育てができる環境づくりを、まち全体が協力しながら進めていきます。

また、まちを構成している家庭、地域、学校、企業、行政などがそれぞれの役割を果たし、しっかりと連携することにより、まち全体で子どもを育みます。

第5編 計画の施策内容

第5編 計画の施策内容

1. 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

(1) 提供区域とは

子ども・子育て支援法第61条において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「提供区域」）を定める必要があるとされています。

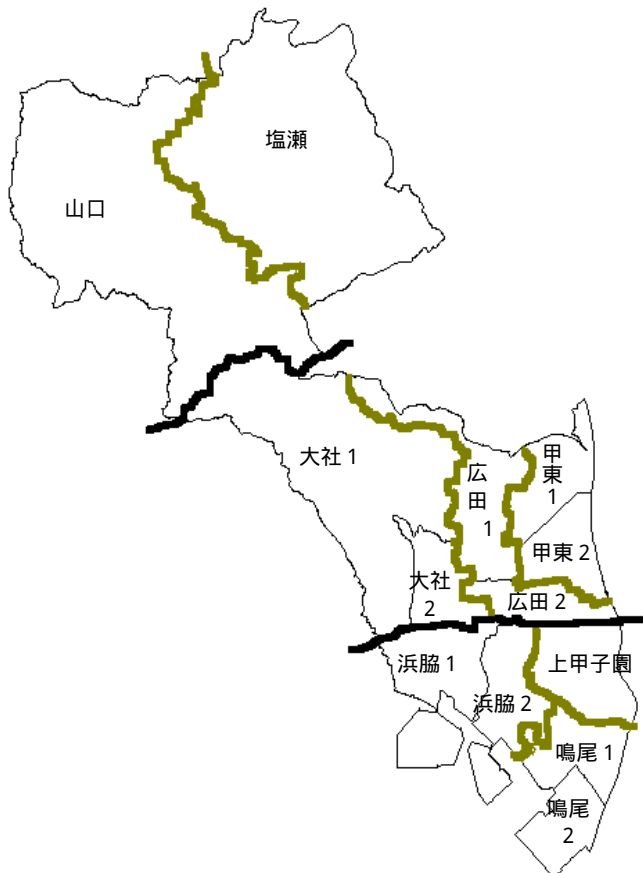
(2) 教育・保育の提供区域について

教育・保育の提供区域の設定にあたって、西宮市の幼児期の教育・保育審議会（平成22年7月～平成25年7月）で示された、小学校区に応じた幼稚園・保育所・小学校の連携ブロックを基本とした大（3）・中（8）・小（13）のブロック分けに基づき検討を行いました。

本市は、市域中央を六甲山系が東西に横断し、これを境に大きく北部と南部の2地域に分かれるといった地理的特性があります。また、それぞれの地域における各施設と施設の利用者の位置関係を見たとときに、北部と南部を横断する利用が少ないことから、教育・保育提供区域の設定にあたって、北部と南部の2ブロックに提供区域を設定しました。

ただし、各事業における、施設整備やサービスの提供にあたっては、西宮市の幼児期の教育・保育審議会で示された13ブロックを基本にきめ細かなサービスを展開していきます。

(参考) 西宮市の幼児期の教育・保育審議会が示された適正配置を検討する際のブロック分け



保育所地区	大ブロック名	中ブロック名	小ブロック名	小学校区	
浜	南部	浜脇	浜脇1	浜脇	
				西宮浜	
				香櫛園	
				用海	
				津門	
		鳴尾	鳴尾	鳴尾1	鳴尾
					甲子園浜
					鳴尾東
					高須
					高須西
鳴尾北	中部	上甲子園	上甲子園	上甲子園	
				春風	
				鳴尾北	
				小松	
				夙川	
		夙川	大社	大社1	北夙川
					北夙川
					苦楽園
					甲陽園
					安井
本庁	中部	広田	広田1	大社	
				神原	
				広田	
				上ヶ原	
				上ヶ原南	
		甲東	甲東	甲東1	平木
					瓦木
					深津
					甲東
					段上
瓦木	北部	山口	山口	段上西	
				備ノ口	
				高木	
				瓦林	
				山口	
		塩瀬	塩瀬	塩瀬	北六甲台
					名塩
					東山台
					生瀬
					生瀬

(3) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域について

地域子ども・子育て支援事業については、教育・保育の提供区域と同じ区域を基本としつつ、それぞれの事業に応じて設定します。各事業の提供区域は下記のとおりです。

子ども・子育て支援法第59条	事業の名称	提供区域	本市の実施事業
第1号	利用者支援事業	1区域	こども支援案内窓口
第2号	時間外保育事業	2区域 (教育・保育と同じ区域)	延長保育事業
第3号	実費徴収に係る補足給付を行う事業		新規
第4号	多様な主体の参入促進事業		新規
第5号	放課後児童健全育成事業	2区域 (教育・保育と同じ区域)	留守家庭児童育成センター
第6号	子育て短期支援事業	1区域	子育て家庭ショートステイ
第7号	乳児家庭全戸訪問事業	1区域	健やか赤ちゃん訪問事業
第8号	養育支援訪問事業等	1区域	要保護児童対策地域協議会 育児支援家庭訪問事業
第9号	地域子育て支援拠点事業	2区域 (教育・保育と同じ区域)	子育てひろば
第10号	一時預かり事業	2区域 (教育・保育と同じ区域)	幼稚園の預かり保育 保育所の一時的預かり事業 にのみやしファミリー・サポート センター事業
第11号	病児保育事業	1区域	病児・病後児保育事業 にのみやしファミリー・サポート センター事業(病児・緊急対応型)
第12号	子育て援助活動支援事業	1区域	にのみやしファミリー・サポート センター事業(就学児)
第13号	妊婦に対して健康診査を実施する事業	1区域	妊婦健康診査費用助成制度

2. 教育・保育の量の見込み及び確保方策

(1) 量の見込み及び確保方策について

子ども・子育て支援法では、市町村は、子ども・子育て支援事業計画において、提供区域ごとの教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況、利用希望を踏まえ、計画期間である今後5年間の需要（量の見込み）を推計し、具体的な目標設定を行うこととされています。

また、量の見込みに対し、提供体制の確保の内容と実施時期（確保方策）についても定めることとされています。

本市では、量の見込みについて、平成25年11月から12月にかけて実施した「西宮市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」と将来人口推計をもとに、国が示す算出先引きに基づき設定し子ども・子育て会議において、量の見込み及び確保方策について審議し設定しています。

(2) 表の見方

[全市]		H27				
		1号	2号		3号 (0歳)	3号 (1,2歳)
			学校教育の 利用希望	左記以外		
量の見込み		A 7,744	B 1,650	3,417	499	2,355
確保方策	特定教育・ 保育施設	C 1,928	D *58	3,417	472	1,912
	(確認を受けない 幼稚園)	E 7,408		3		
	特定地域型保育事業					27

1...それぞれの認定区分に応じて、量の見込み及び確保方策を設定します。

- 1号認定...満3歳児から5歳児までの学校教育のみの子ども（幼稚園や認定こども園を希望）
- 2号認定...満3歳児から5歳児までの保育の必要性の認定を受けた子ども
 - ・学校教育の利用希望（幼稚園を希望）
 - ・左記以外（保育所、認定こども園を希望）
- 3号認定...0歳児から満3歳未満までの保育の必要性の認定を受けた子ども（保育所、認定こども園、地域型保育事業を希望）

2...施設ごとに量の見込みに対する確保方策を設定します。

- 特定教育・保育施設...認定こども園、幼稚園、保育所
- 確認を受けない幼稚園...私立幼稚園のうち、新制度に移行しない幼稚園
- 特定地域型保育事業...家庭的保育（保育ルーム、家庭保育所）小規模保育等

3...1号認定と2号認定のうち「学校教育の利用希望」の量の見込みに対しては、幼稚園の利用希望が強いと想定されるものであるため、幼稚園と幼稚園から認定こども園に移行する施設で量の見込みに対応する。

@量の見込み (**A** 1号認定 7,744 人 + **B** 2号認定 (学校教育の利用希望) 1,650 人) = 9,394 人
 @確保方策 (**C** 特定教育・保育施設 1,928 人 + **D** *58 人 + **E** 確認を受けない幼稚園 7,408 人) = 9,394 人
 *58 人は幼稚園から認定こども園に移行した施設の2号認定の利用定員

(3) 量の見込み及び確保方策

【全市】

(単位：人)

【全市】		H27					H28				
		1号	2号		3号 (0歳)	3号 (1,2歳)	1号	2号		3号 (0歳)	3号 (1,2歳)
			学校教育の 利用希望	左記以 外				学校教育 の利用希 望	左記以 外		
量の見込み		7,744	1,650	3,417	499	2,355	7,699	1,641	3,463	531	2,473
確保 方策	特定教育・ 保育施設	1,928	* 58	3,417	472	1,912	2,318	* 118	3,463	504	1,970
	(確認を受け ない幼稚園)	7,408					6,904				
	特定地域型 保育事業				27	443				27	503

(単位：人)

【全市】		H29					H30				
		1号	2号		3号 (0歳)	3号 (1,2歳)	1号	2号		3号 (0歳)	3号 (1,2歳)
			学校教育の 利用希望	左記以 外				学校教育 の利用希 望	左記以 外		
量の見込み		7,619	1,625	3,509	563	2,591	7,394	1,588	3,555	595	2,709
確保 方策	特定教育・ 保育施設	2,460	* 148	3,509	523	2,041	2,553	* 178	3,555	555	2,099
	(確認を受け ない幼稚園)	6,636					6,251				
	特定地域型 保育事業				40	550				40	610

(単位：人)

【全市】		H31				
		1号	2号		3号 (0歳)	3号 (1,2歳)
			学校教育の 利用希望	左記以 外		
量の見込み		7,144	1,549	3,601	626	2,826
確保 方策	特定教育・ 保育施設	2,460	* 178	3,601	586	2,156
	(確認を受け ない幼稚園)	6,055				
	特定地域型 保育事業				40	670

* ...学校教育の利用希望が強い2号認定は、幼稚園を利用し、当面、実際上の過不足は生じない

【北部】

(単位：人)

		H27					H28				
		1号	2号		3号 (0歳)	3号 (1,2歳)	1号	2号		3号 (0歳)	3号 (1,2歳)
			学校教育の 利用希望	左記以 外				学校教育の 利用希望	左記以 外		
量の見込み		496	227	263	32	146	478	218	287	32	160
確保 方 策	特定教育・ 保育施設	他市 171	*	263	30	126	他市 144	*	287	30	126
	(確認を受け ない幼稚園)	552					552				
	特定地域型 保育事業				2	20				2	34

(単位：人)

		H29					H30				
		1号	2号		3号 (0歳)	3号 (1,2歳)	1号	2号		3号 (0歳)	3号 (1,2歳)
			学校教育の 利用希望	左記以 外				学校教育の 利用希望	左記以 外		
量の見込み		470	219	311	32	174	477	219	335	32	189
確保 方 策	特定教育・ 保育施設	他市 137 211	*	311	30	140	他市 144 211	*	335	30	155
	(確認を受け ない幼稚園)	341					341				
	特定地域型 保育事業				2	34				2	34

(単位：人)

		H31				
		1号	2号		3号 (0歳)	3号 (1,2歳)
			学校教育の 利用希望	左記以 外		
量の見込み		500	229	359	32	203
確保 方 策	特定教育・ 保育施設	他市 177 211	*	359	30	155
	(確認を受け ない幼稚園)	341				
	特定地域型 保育事業				2	48

* ...学校教育の利用希望が強い2号認定は、幼稚園を利用し、当面、実際上の過不足は生じない
他市...広域利用(他市の施設を利用)

【南部】

(単位：人)

		H27					H28				
		1号	2号		3号 (0歳)	3号 (1,2歳)	1号	2号		3号 (0歳)	3号 (1,2歳)
			学校教育の 利用希望	左記 以外				学校教育の 利用希望	左記 以外		
量の見込み		7,248	1,423	3,154	467	2,209	7,221	1,423	3,176	499	2,313
確保 方策	特定教育・ 保育施設	1,757	* 58	3,154	442	1,786	2,174	* 118	3,176	474	1,844
	(確認を受け ない幼稚園)	6,856					6,352				
	特定地域型 保育事業				25	423				25	469

(単位：人)

		H29					H30				
		1号	2号		3号 (0歳)	3号 (1,2歳)	1号	2号		3号 (0歳)	3号 (1,2歳)
			学校教育の 利用希望	左記 以外				学校教育の 利用希望	左記 以外		
量の見込み		7,149	1,406	3,198	531	2,417	6,917	1,369	3,220	563	2,520
確保 方策	特定教育・ 保育施設	2,072	* 148	3,198	493	1,901	2,198	* 178	3,220	525	1,944
	(確認を受け ない幼稚園)	6,335					5,910				
	特定地域型 保育事業				38	516				38	576

(単位：人)

		H31				
		1号	2号		3号 (0歳)	3号 (1,2歳)
			学校教育の 利用希望	左記 以外		
量の見込み		6,644	1,320	3,242	594	2,623
確保 方策	特定教育・ 保育施設	2,072	* 178	3,242	556	2,001
	(確認を受け ない幼稚園)	5,714				
	特定地域型 保育事業				38	622

* 学校教育の利用希望が強い2号認定は、幼稚園を利用し、当面、実際上の過不足は生じない

(4) 今後の方向性

教育・保育の量の見込みに対しては、引き続き、既存の認定こども園、幼稚園、保育所や小規模保育等の地域型保育事業で入所枠を確保していきます。

また、2号認定、3号認定子ども保育需要の量の見込み(保育需要)については、今後も増加していくものと考えていますので、これまで取り組んできた保育所の待機児童対策を進めていく必要があります。

しかしながら、一方では、1号認定子どもと就学前児童については減少傾向にあることから、これまでの待機児童対策と同様に新設保育所の整備を中心に進めていくと、将来的に保育施設の供給が過剰となることが予想されます。

こうしたことから、今後の施設整備にあたって、まずは、既存幼稚園から認定こども園への移行を促進し、既存施設の活用を図ることで、2号認定子ども、3号認定子どもの入所枠を拡大していきます。

また、特に保育需要の高い3号認定子どもについては、認定こども園のほか、保育需要の地域偏在や年齢偏在に対応する有効な施策として進めてきた小規模保育などの地域型保育事業を活用していきます。

今後は、認定こども園や地域型保育事業を中心に施設整備を進め、既存施設の配置状況や地域の保育需要を鑑みて、新設保育所の整備を検討していきます。

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

(1) 利用者支援事業

1. 事業内容

子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し支援する事業です。

この事業は、次の2つの類型に分類されます。

特定型：子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設および地域子育て支援事業等の利用にあたっての情報集約・提供、相談、利用支援・援助などを行い総合的な利用者支援を行う事業。

基本型：総合的な利用者支援と合わせて、子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見、共有、地域で必要な社会資源の開発等を行う事業。

本市では、平成26年1月から市役所本庁舎1階に「こども支援案内窓口」を設置し、子育てコンシェルジュを配置して「特定型」を実施しています。

2. 量の見込み及び確保方策

(単位：実施箇所数)

		H26	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み		1か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
確保方策	基本型		1か所	2か所	3か所	4か所	4か所
	特定型		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

3. 今後の方向性

現在、市役所本庁舎の1階窓口に設置する「こども支援案内窓口」(特定型)に加え、子育て家庭や妊娠している方が集まりやすい地域の身近な場所を実施する必要があることから、地域の子育て支援の中核を担う子育てひろば(地域子育て支援拠点事業)を中心に基本型の事業展開を行います。

基本型の事業展開にあたって、本計画期間内に、北部に1か所、南部は、子育て総合センターに加え、子育て総合センターから北の地域で1か所、子育て総合センターから南の地域で1か所、市内で計4か所での実施を目指し、情報共有・連絡体制の強化、マニュアル整備など事業拡大への基盤整備を行います。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

1. 事業内容

保護者の就労形態の多様化や女性のさらなる社会進出に対応するため、保育時間の延長を必要とする児童に対する保育を行う事業で、市内の全ての保育所で実施しています。

時間外保育事業の実績

	H21	H22	H23	H24	H25
施設数	45 か所	47 か所	50 か所	53 か所	56 か所
利用定員	1,595 人	1,656 人	1,740 人	1,804 人	1,833 人
利用者数	988 人	1,063 人	1,140 人	1,186 人	1,168 人

2. 量の見込み及び確保方策

【全 市】

（単位：ひと月あたりの利用数）

	H26 (定員)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	2,040 人	2,070 人	2,100 人	2,130 人	2,160 人	2,190 人
確保方策		2,070 人	2,100 人	2,130 人	2,160 人	2,190 人

【北 部】

（単位：ひと月あたりの利用数）

	H26 (定員)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	156 人	77 人	77 人	77 人	77 人	77 人
確保方策		77 人	77 人	77 人	77 人	77 人

【南 部】

（単位：ひと月あたりの利用数）

	H26 (定員)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	1,884 人	1,993 人	2,023 人	2,053 人	2,083 人	2,113 人
確保方策		1,993 人	2,023 人	2,053 人	2,083 人	2,113 人

3. 今後の方向性

今後、新設する園も含め、引き続き、全保育所での実施を行います。

また、認定こども園、地域型保育事業（保育ルーム、小規模保育）においても、11時間を越える開所（延長保育）を実施することで、利用者の選択の幅を広げ、サービスの向上を図ります。

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業の内容	支給認定保護者のうち、当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当するもの（以下「特定支給認定保護者」という。）に係る支給認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育（以下「特定教育・保育等」という。）を受けた場合において、当該特定支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるものの全部又は一部を助成する事業	
	国が挙げている例	生活保護世帯に対する学用品、通園費など 市町村民税非課税世帯に対する学用品、通園費など

(4) 多様な主体の参入促進事業

事業の内容	特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業
国の対応案	市町村が非常勤職員などによる支援チームを設け、新規施設などに対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業などの連携のあっせんなどを行う。 地域ニーズに即した保育などの事業拡大を進めるために、市町村の支援チームが小規模保育施設などを巡回支援する。 特別な支援が必要な子どもを受け入れる場合などにおいて、子どもの安全を確保するために本事業を活用する。

(3) 及び (4) の新規事業については、国から具体的な内容等が示され次第、計画に反映させていくこととします。

(5) 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成センター）

1. 事業内容

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童（現在は、小学1年生から3年生までの児童。障がいのある児童は6年生まで）に対し、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものです。本市では、全小学校区で実施しており、ほとんどの施設が学校の敷地内にあります。

留守家庭児童育成センターの実績

		H21	H22	H23	H24	H25
定員数		2,860人	2,920人	2,920人	2,960人	3,040人
利用人数 (各5月1日 現在)	低学年	2,615人	2,487人	2,511人	2,495人	2,657人
	高学年	26人	34人	34人	34人	31人
	合計	2,641人	2,521人	2,545人	2,529人	2,688人

2. 量の見込み及び確保方策

【全市】

		H26	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	低学年	2,829人	2,873人	2,917人	2,961人	3,005人	3,048人
	高学年	24人	158人	291人	424人	557人	690人
合計		2,853人	3,031人	3,208人	3,385人	3,562人	3,738人
確保方策		-	2,937人	3,061人	3,288人	3,513人	3,738人

【北部】

		H26	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	低学年	206人	224人	242人	260人	279人	297人
	高学年	2人	14人	25人	36人	47人	59人
合計		208人	238人	267人	296人	326人	356人
確保方策		-	226人	244人	282人	319人	356人

【南部】

		H26	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	低学年	2,623人	2,649人	2,675人	2,701人	2,726人	2,751人
	高学年	22人	144人	266人	388人	510人	631人
合計		2,645人	2,793人	2,941人	3,089人	3,236人	3,382人
確保方策		-	2,711人	2,817人	3,006人	3,194人	3,382人

3．今後の方向性

児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の対象が、「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している児童」と小学6年生まで引き上げられました。

現在は、障がいのある子どもを除き、小学3年生までを対象としています。一部の地域では、定員を超えて受け入れる、定員の弾力化を行っている施設もあり、対象範囲を高学年の児童に引き上げるためには、受入枠の拡大が必要となります。

しかしながら、入所児童数が定員を超えている施設では、急激な児童数の増加から学校の教室や校庭も不足しており、これまでのように学校の敷地に新たに施設を整備することが困難な状況にあります。一方では、年度当初で入所児童数が定員に満たない施設が全40か所中29か所あり、小学校区によって利用ニーズに大きな開きがあります。

今後は、こうした状況を踏まえ、小学校区ごとに利用ニーズの違いや定員の弾力化、公共施設の有効活用などを念頭に、確保方策を検討していくこととし、高学年のニーズについては、施設の状況等を勘案し、順次、対象学年を拡大していくことを検討します。

4．放課後の子どもの居場所

就労の有無、障がいのある子どもや特別な支援が必要な家庭に対するセーフティネットの役割など、多様なニーズに対応するため、小学生の「放課後の子どもの居場所」として、小学生全員を対象に安全・安心な居場所を提供していく必要があります。

また、居場所の提供だけでなく、学習（宿題）や体験、運動、あそびのプログラムなど、質の高いサービスを継続的に提供する必要もあります。

今後は、各種放課後事業の役割や機能の連携を活かした運営の一体化について検討を進めるため、庁内連絡調整会議を設置し、全小学校での校庭開放事業のほか、余裕教室、放課後等に一時的に使われていない教室や社会教育施設などを活用することや教育と福祉の連携方策などの検討を進めます。

(6) 子育て短期支援事業 (子育て家庭ショートステイ)

1. 事業内容

児童の保護者が、疾病や出産、冠婚葬祭などの社会的な事由や育児不安等によって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合などに、児童を市が指定している児童福祉施設等に一定期間入所させ、養育・保護が受けられる事業で、DV(家庭内暴力)被害により緊急一時保護が必要な母子等の受入れも行っています。

現在、西宮市のほか、神戸市などの他市も含め9か所の施設で実施しています。

子育て家庭ショートステイの実績

(単位：年間延べ利用数)

		H21	H22	H23	H24	H25
施設数		6か所	6か所	6か所	6か所	9か所
実績		152人	145人	211人	142人	151人
内訳	2歳児未満	33人	13人	41人	39人	20人
	2歳児以上	94人	111人	146人	90人	114人
	緊急一時保護	25人	21人	24人	13人	17人

2. 量の見込み及び確保方策

(単位：年間延べ利用数)

	H25 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	151人	157人	160人	163人	166人	170人
確保方策		157人	160人	163人	166人	170人

3. 今後の方向性

子育て家庭ショートステイ事業は、年間の利用者数は少ないものの、育児不安などを抱える家庭への支援、DV(家庭内暴力)被害による緊急一時保護の側面が強いことから、継続していく必要があります。

また、施設が満員で利用できないこともあるため、今後は、指定施設数の拡大や、施設や児童相談所との連携強化に努めます。

(7) 乳児家庭全戸訪問事業（健やか赤ちゃん訪問事業）

1. 事業内容

生後2か月ごろの赤ちゃんがいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供につなげる事業です。

また、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図っています。

本市では、平成19年10月から市内5校区でモデル実施し、平成22年3月から市内全域で実施しており、地域の民生委員・児童委員、主任児童委員が各家庭を訪問しています。

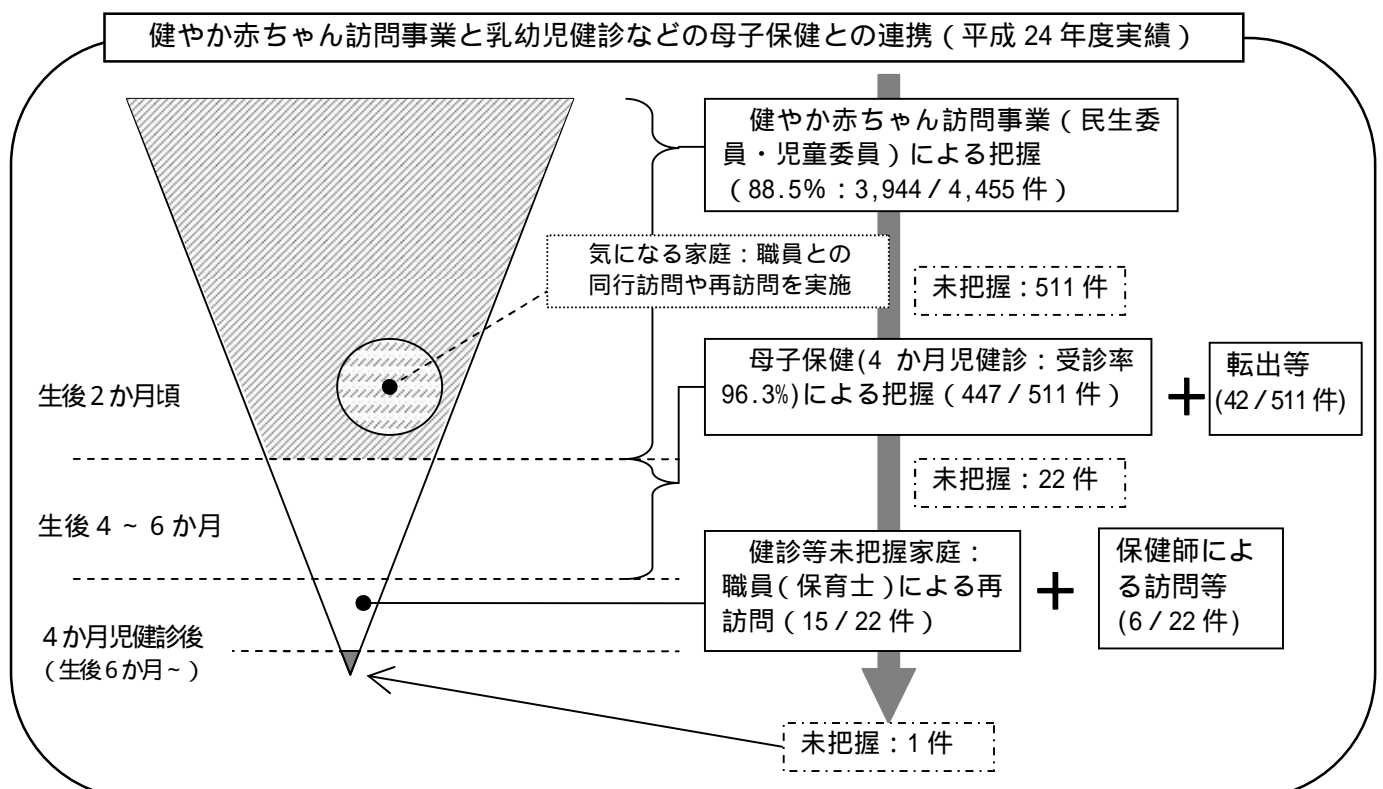
また、留守等で状況確認ができなかった家庭に対しては、母子保健（地域保健課）に情報提供し、4か月児健診で状況確認ができるよう連携を図っています。

さらに、健診未受診の家庭へは、保健師や保育士などが直接訪問し支援する体制をとっています。

健やか赤ちゃん訪問事業の実績

	H22	H23	H24	H25
対象件数	4,676世帯	4,527世帯	4,455世帯	4,430世帯
民生委員面談件数	4,118世帯	3,976世帯	3,944世帯	3,903世帯
母子保健等による把握件数	555世帯	551世帯	510世帯	-
合計（+）	4,673世帯	4,527世帯	4,454世帯	-
面談率（/）	99.9%	100%	99.9%	-

平成25年度は、現在乳幼児健診や、健診未受診の家庭への個別訪問などにより調査中



2. 量の見込み及び確保方策

	H25 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	3,903 世帯	4,055 世帯	3,955 世帯	3,862 世帯	3,776 世帯	3,700 世帯
確保方策		実施体制：686 人（H26.8.1 現在） 実施団体：西宮市民生委員・児童委員会				

3. 今後の方向性

引き続き、健やか赤ちゃん訪問事業と乳幼児健診などの母子保健事業と連携し、面談率100%を目標に事業を展開します。

また、出産後、保護者と子どもと行政が直接面談できる機会があるという事業の特性を生かし、児童への虐待の早期発見に努めるほか、家族以外に相談できる体制を整えることで、育児の負担感や育児不安に悩む家庭に対する支援の充実を図っていきます。

このほか、事業の担い手となる民生委員・児童委員、主任児童委員に対し、各地域における子育て支援の情報や支援サービスの仕組みを発信し、理解を深めることで、子育て家庭により細やかな子育て支援の情報提供を行い、また課題の共有や研修の実施などにより質の向上にも努めます。

(8) 養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）および要保護児童対策地域協議会 その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

1. 事業内容

不適切な養育や児童虐待防止のために、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等のヘルパーを派遣して、育児、家事などの援助を通じ、子育ての負担を軽減したり、保育士等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

また、家庭児童相談に対する対応としては、西宮市要保護児童対策協議会(通称「みやっこ安心ネット」)を設立・運営し、協議会構成員である関係機関(警察、民生委員、児童福祉関係施設、市内学校園・保育所、教育・福祉・保健関係部署等)と、虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童等に関する情報の交換や支援を行うための協議の場を設け、虐待対応とその予防に取り組んでいます。

育児支援家庭訪問事業の実績

	H21	H22	H23	H24	H25
利用世帯数	54 世帯	42 世帯	52 世帯	49 世帯	42 世帯
利用回数	延べ 747 回	延べ 503 回	延べ 600 回	延べ 628 回	延べ 569 回

家庭児童相談の相談件数及びケース会議の回数

	H21	H22	H23	H24	H25
件数 (うち、虐待)	1,088 件 (542 件)	1,435 件 (806 件)	1,490 件 (814 件)	1,444 件 (723 件)	1,550 件 (770 件)
回数 (うち、虐待)	6,647 件 (3,724 件)	10,035 件 (6,706 件)	13,332 件 (8,546 件)	15,088 件 (9,140 件)	17,295 件 (10,486 件)
ケース会議 の回数	80 回	121 回	99 回	91 回	120 回

2. 量の見込み及び確保方策

	H25 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	42 世帯 延べ 569 回	54 世帯 延べ 747 回	54 世帯 延べ 747 回	54 世帯 延べ 747 回	54 世帯 延べ 747 回	54 世帯 延べ 747 回
確保方策	実施体制：248 人 委託団体：西宮市社会福祉事業団					

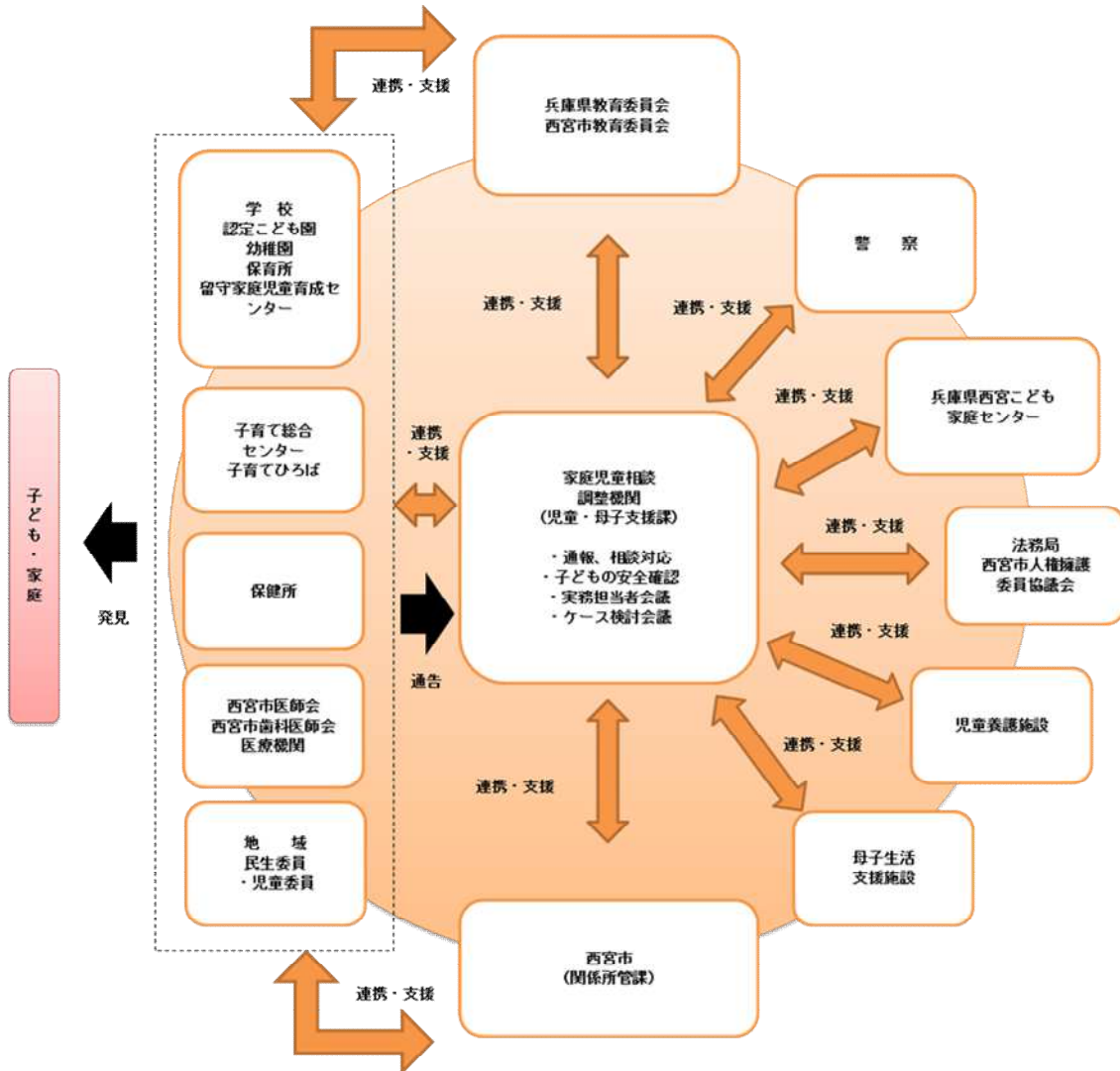
3. 今後の方向性

全国の児童虐待の対応件数が、23 年連続で過去最多を更新(平成 26 年度現在)するなか、虐待防止・予防、早期発見が求められています。そのためには、教育・保育施設や学校、児童相談所、医療機関などの緊密な連携が不可欠となりますので、引き続き、連携強化を図っていきます。

また、居住実態が把握できない児童などの把握・支援について、庁内の連携を強化するとともに、関係機関と協議し、西宮市要保護児童対策協議会の中で具体的な対応方法など検討します。

養育支援訪問事業については、養育者の自立と児童の養育環境の安定を図ることで、養育力を高め、乳幼児期の虐待を未然に防ぐ観点から、引き続き事業を推進していく必要があります。

西宮市要保護児童対策協議会（通称「みやっこ安心ネット」）イメージ



(9) 地域子育て支援拠点事業(子育てひろば)

1. 事業内容

子育て家庭(特に0歳～2歳の子どもや保護者)が気軽にいつでも自由に集い、子育て仲間と交流し、子育てに関する相談や情報提供などの支援が受けられる常設の場として、週3日以上、1日5時間以上開設しています。現在、子育て総合センター、児童館、大学、保育所の計15か所で実施しています。

地域子育て支援拠点事業(子育てひろば)の実績

	H21	H22	H23	H24	H25
実施箇所数	9か所	13か所	14か所	14か所	15か所
ひと月あたりの延べ受入可能人数	8,600人	11,880人	12,120人	12,120人	12,920人
月平均延べ利用人数	3,260人	5,223人	6,297人	7,415人	6,686人

2. 量の見込み及び確保方策

【全市】

(単位：ひと月あたりの延べ利用数(子ども)・箇所数)

	H26 (ひと月あたりの受入可能数)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	12,920人	14,217人	15,513人	16,809人	18,105人	19,401人
確保方策	15か所	17か所	18か所	19か所	20か所	20か所

【北部】

(単位：ひと月あたりの延べ利用数(子ども)・箇所数)

	H26 (ひと月あたりの受入可能数)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	2,000人	2,033人	2,066人	2,099人	2,132人	2,165人
確保方策	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

【南部】

(単位：ひと月あたりの延べ利用数(子ども)・箇所数)

	H26 (ひと月あたりの受入可能数)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	10,920人	12,184人	13,447人	14,710人	15,973人	17,236人
確保方策	13か所	15か所	16か所	17か所	18か所	18か所

3. 今後の方向性

地域の子育て全般に関する専門的な支援を行う中核の施設として、市内20か所の設置を目標に拡充します。

整備にあたっては、周辺に子育てひろばがない地域や、商業施設が集積する駅前周辺など利便性の高い場所を中心に、公共施設の有効活用や民間の賃貸物件の活用を検討します。

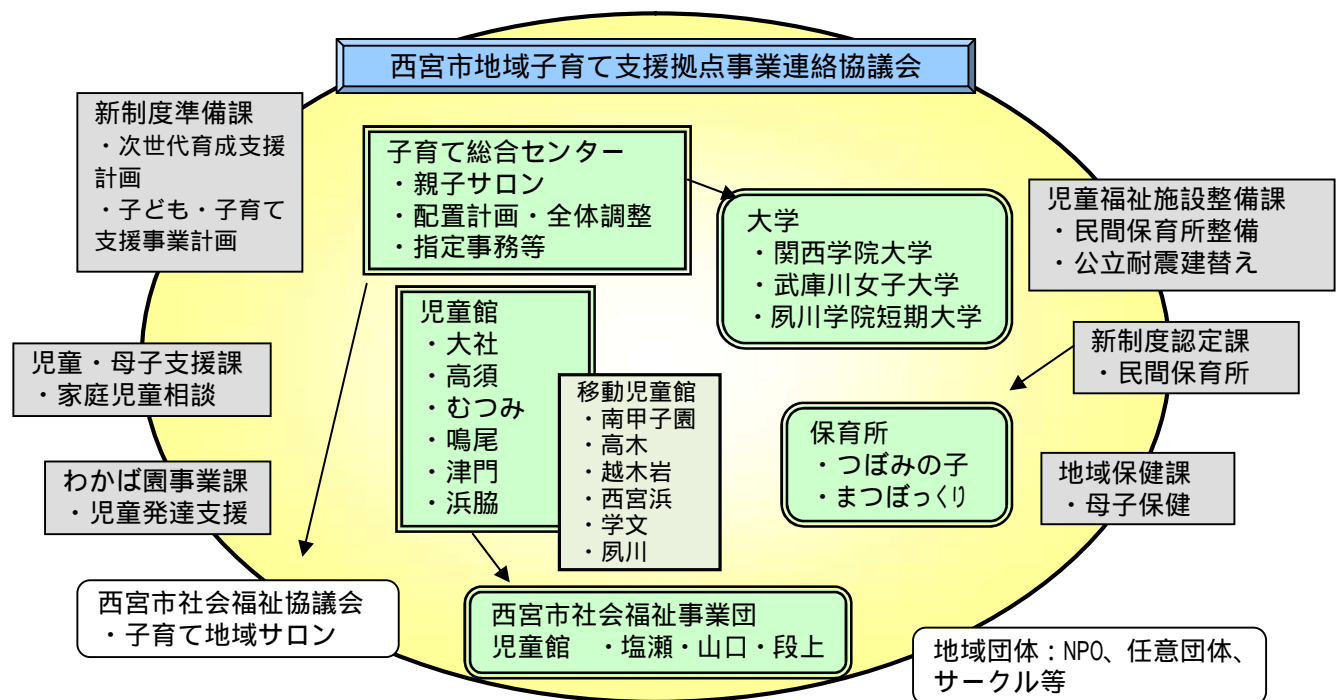
また、事業全体の質の向上を図るため、子育て総合センターが中心となり、事業実施機関及び子育ての関係機関で構成する「西宮市地域子育て支援拠点事業連絡協議会（以下、連絡協議会）」を設置しています。連絡協議会においては、地域との連携や運用方法などの具体事例の情報交換や情報共有を行うなどの連絡調整のほか、職員（支援者）の専門性を高めるための研修を行っていきます。

さらに、子育てひろばでは、子どもの発達や家庭環境など特別な支援が必要な家庭に対し、それぞれのニーズに合った支援が行える体制づくりが必要であるため、連絡協議会を通して関係機関との連携がスムーズに行えるよう、体制づくりを進めます。

このほか、本市では子育てひろば以外に、西宮市社会福祉協議会が実施する子育て地域サロン、NPO法人や民間等が主体となって行っている子育て支援活動や子育てサークル、幼稚園や保育所などで行う子育て支援事業など、さまざまな場所と運営者によって、“地域の子育て支援”が支えられています。

こうした“地域の子育て支援”に対し、子育て総合センターと地域にある子育てひろばが中核となって「情報、課題の共有」、「職員の派遣」、「イベント内容やプログラムの構築などの支援」など連携・支援を充実します。

このほか、子育てサークル等に対しては、サークルの立ち上げ支援や日々の活動に役立つ研修・交流会の実施をさらに充実させていきます。また、新たに活動場所の会場使用料の一部助成などを検討します。



（矢印）は補助・委託関係を示す

(10) 一時預かり事業

1. 事業内容

子ども・子育て支援新制度では、保護者の出産、入院、冠婚葬祭、一時的な就労やリフレッシュなど理由は問わず、保育所等で一時的に乳幼児を預かる一時預かり事業に加え、幼稚園の預かり保育で在園児を対象として実施する預かり保育についても、一時預かり事業に位置付けられます。

一時預かり事業の量の見込み及び確保方策については、幼稚園の預かり保育と、保育所等の一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業に分けて設定することとなります。

	実施箇所数	対象者	概要
幼稚園の預かり保育	私立幼稚園 39 か所	主に在園児	通常の教育時間の前後や土日、長期休園期間中などに保護者の希望に応じて預かりを実施。
保育所の一時預かり	民間保育所 15 か所	生後 6 か月以上から 就学前までの乳幼児	概ね 8 時～18 時の間で、半日、一日もしくは時間単位で預かりを実施。

ファミリー・サポート・センター事業の概要については、P62 参照

2. 幼稚園における預かり保育の量の見込み及び確保方策

【全 市】

(単位：年間延べ利用数)

		H25 (推計)	H27	H28	H29	H30	H31
量 の 見 込 み	1号	190,384 人	2,546 人	2,522 人	2,499 人	2,445 人	2,316 人
	2号		365,192 人	363,735 人	359,781 人	351,265 人	343,312 人
	合計		367,738 人	366,257 人	362,280 人	353,710 人	345,628 人
確保方策			367,738 人	366,257 人	362,280 人	353,710 人	345,628 人

【北 部】

(単位：年間延べ利用数)

		H25 (推計)	H27	H28	H29	H30	H31
量 の 見 込 み	1号	14,589 人日	24 人	22 人	27 人	25 人	25 人
	2号		48,689 人	46,792 人	46,878 人	46,885 人	49,052 人
	合計		48,713 人	46,814 人	46,905 人	46,910 人	49,077 人
確保方策			48,713 人	46,814 人	46,905 人	46,910 人	49,077 人

【南 部】

(単位：年間延べ利用者数)

		H25 (推計)	H27	H28	H29	H30	H31
量 の 見 込 み	1号	175,795 人	2,522 人	2,500 人	2,472 人	2,420 人	2,291 人
	2号		316,503 人	316,943 人	312,903 人	304,380 人	294,260 人
	合計		319,025 人	319,443 人	315,375 人	306,800 人	296,551 人
確保方策			319,025 人	319,443 人	315,375 人	306,800 人	296,551 人

3. 保育所等の一時預かり、にしのみやしファミリー・サポート・センター事業の量の見込み及び確保方策

【全市】

(単位：年間延べ利用数)

		H26	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	保育所等の一時預かり	28,512人					
	ファミリー・サポート・センター	8,068人	39,541人	43,244人	46,947人	50,650人	54,353人
	合計	36,580人					
確保方策	保育所等の一時預かり		31,273人	34,776人	38,079人	41,582人	45,085人
	ファミリー・サポート・センター	-	8,268人	8,468人	8,868人	9,068人	9,268人
	合計		39,541人	43,244人	46,947人	50,650人	54,353人

【北部】

(単位：年間延べ利用数)

		H26	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	保育所等の一時預かり	1,320人					
	ファミリー・サポート・センター	76人	2,431人	2,658人	2,886人	3,113人	3,341人
	合計	1,396人					
確保方策	保育所等の一時預かり		1,320人	2,533人	2,736人	2,938人	3,141人
	ファミリー・サポート・センター	-	100人	125人	150人	175人	200人
	合計		1,420人	2,658人	2,886人	3,113人	3,341人

【南部】

(単位：年間延べ利用数)

		H26	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	保育所等の一時預かり	27,192人					
	ファミリー・サポート・センター	7,992人	37,110人	40,586人	44,061人	47,537人日	51,012人
	合計	35,184人					
確保方策	保育所等の一時預かり		28,942人	32,243人	35,343人	38,644人	41,944人
	ファミリー・サポート・センター	-	8,168人	8,343人	8,718人	8,893人	9,068人
	合計		37,110人	40,586人	44,061人	47,537人	51,012人

4. 今後の方向性（にしのみやしファミリー・サポート・センター事業については、P62参照）

私立幼稚園では、ほとんどの園で預かり保育を実施していますが、就労などにより保育を必要とする子どもが認定こども園に移行しない幼稚園を利用する場合でも利用しやすいよう、利用実態を踏まえ、預かり時間の延長や夏休みなどの長期休園期間に対応する園の拡大を図ります。

幼稚園の預かり保育以外の一時預かり事業については、今後、一時預かり事業実施施設がない地域に保育所の新設整備に併せて、整備するとともに、駅前等に子育てひろばを整備する際に一時預かり事業を併設するなど、これまでの保育所併設型と異なる新たな形態での実施も検討します。

さらに、新制度における一時預かり事業では、保育所や地域型保育事業などにおいて、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れることができる「余裕活用型」が創設されたことから、定員の空き枠を活用した一時預かり事業を検討します。

また、育児不安などによる児童の虐待などを防止する観点から、特別な支援が必要な家庭への、子どもの居場所の確保、保護者の精神的なリフレッシュできる場としての機能や、障がいのある子どもを抱える保護者がひと息つける場としての機能など、施設整備による量的な拡充のほか、サービス内容を充実させることで質の向上を図ります。

(11) 病児保育事業（病児・病後児保育事業、にしのみやしファミリー・サポート・センター事業）

1. 事業内容

病気やけがなどで、集団での保育が困難な小学3年生までの児童を家庭で保育できない保護者に代わって、病院・診療所等に付設された専用スペースにおいて一時的に保育する事業です。

本市では、平成18年2月に病気やけがの回復期で保育所等での集団生活が困難な子どもを一時的に預かる病後児保育事業を開始し、平成23年4月からは、急変は認められないが、病気やけがの回復期に至っていないことから保育所等での集団生活が困難な子どもを一時的に預かる病児保育事業を開始しています。また、ファミリー・サポート・センター事業では、平成23年度より、事前登録による病児の預かりを行っています。

病児保育事業の確保方策では、病児、病後児保育事業とファミリー・サポート・センター事業で設定します。

病児・病後児保育事業の実績

		H21	H22	H23	H24	H25
【病児】 1か所 6名定員	登録者数		4人	564人	352人	483人
	利用者数		0人	294人	339人	401人
	延利用日数		0人	470人	526人	624人
	稼働率			26.4%	29.9%	35.4%
【病後児】 1か所 2名定員	登録者数	91人	136人	429人	324人	455人
	利用者数	87人	93人	114人	102人	82人
	延利用日数	167人	218人	219人	202人	151人
	稼働率	28.5%	37.2%	37.2%	34.5%	25.7%

病児保育事業は、平成22年3月から実施

にしのみやしファミリー・サポート・センター事業については、P62参照

2. 量の見込み及び確保方策

（単位：年間延べ利用数）

		H25 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31
量 の 見 込 み	病児・病後児	775人	871人	924人	980人	1,039人	1,102人
	ファミリー・サポート・センター	26人	28人	28人	28人	28人	28人
	合計	801人	899人	952人	1,008人	1,067人	1,130人
確保方策			899人	952人	1,008人	1,067人	1,130人

3. 今後の方向性（にしのみやしファミリー・サポート・センター事業については、P62参照）

今後は、施設の立地条件や定員などにより、利用したい時に利用できないといったことが生じないよう訪問型の病児保育の導入や、隣接する他市の施設を相互に活用できる仕組みづくりなどの検討を進めます。

(12) 子育て援助活動支援事業（にしのみやしファミリー・サポート・センター事業（就学児））

1. 事業内容

地域の中で子どもを預け、預かりあい、地域ぐるみの子育て支援を目指す会員制の組織です。「子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）」と「子育ての手助けをしたい人（提供会員）」が会員となって、依頼・提供・両方会員のいずれかに登録し、保育所や幼稚園の送り迎えや学校の放課後の預かりなど、お互いが助け合いながら、地域の中で育児の援助活動を行ないます。市は相互援助活動に関する連絡、調整を行っています。

にしのみやしファミリー・サポート・センターの実績

		H21	H22	H23	H24	H25
提供会員（両方会員含む）		854人	926人	905人	904人	898人
依頼会員（両方会員含む）		2,503人	2,643人	2,902人	2,950人	2,957人
年間延べ 利用数	就学前	5,337人	6,171人	7,935人	8,494人	10,474人
	うち、病児・緊急対応型	0人	1,442人	1,640人	2,114人	2,406人
	就学後	3,224人	2,868人	2,263人	3,836人	2,187人
	うち、病児・緊急対応型	0人	1,133人	742人	941人	884人

2. 量の見込み及び確保方策

（単位：年間延べ利用数）

	H25 （実績）	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	2,045人	2,049人	2,049人	2,049人	2,049人	2,049人
確保方策		2,049人	2,049人	2,049人	2,049人	2,049人

3. 今後の方向性

依頼会員数は増加傾向にある一方、提供会員や両方会員数は横ばいの状況にあります。

また、依頼したい時間帯が重なることが多く、その時間帯に応じられる提供会員が少ない状況にもあり、会員数に対して稼働率が低くなる傾向があります。

こうしたことから、今後は、提供会員数を増員・確保するため、養成講座を受講しやすいように開催内容や時期、時間や募集方法についてより一層見直しを進めていきます。

このほか、多様な預かりが増えてきていることから、預かり時に必要な知識や預かり時の注意点、最新の情報を定期的に提供し、預かりの際の課題等に応じた研修を充実させることで、提供会員の質の向上に努めます。特に障がいのある子どもや特別な支援が必要な子どもや家庭への対応について、養成講座やフォロー研修等で専門家による助言等を得る機会をさらに充実させていきます。

(13) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査費用助成制度）

1. 事業内容

妊婦の健康管理の充実および経済的不安の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるように全世帯に対して妊婦健診費用の一部を助成する事業で、本市では、平成18年7月から、妊娠22週以降に医療機関で受けた妊婦健康診査について、1回のみ15,000円を上限に助成する事業を開始しました。

その後、助成回数や上限額の引き上げを行い、平成23年度から、1度の妊娠につき14回（72,290円）を上限として助成しています。

妊婦健康診査の実績

	H21	H22	H23	H24	H25
申請者数	5,539人	5,280人	5,286人	5,035人	5,196人
助成回数	55,553回	58,191回	57,343回	55,646回	55,977回

2. 量の見込み及び確保方策

		H25 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31
量 の 見 込 み	申請者	5,196人	5,076人	4,959人	4,845人	4,734人	4,625人
	健診 回数	55,997回	55,836回	54,549回	53,295回	52,074回	50,875回
確保方策		実施場所：委託医療機関（それ以外で妊婦健診を受けた場合は、償還払いとなる。） 検査項目：国が示す「標準的な項目」に加え、妊婦健康診査として実施された保険適用外の自己負担分についても助成対象とする。					

3. 今後の方向性

妊婦健康診査は、正常な妊娠の経過を確認し、ハイリスクな妊娠の早期発見、妊娠中の合併症などの予防、胎児異常の有無を確認し、母子ともに健全な状態で妊娠、分娩を行えることを目的としています。

こうしたことから、今後も妊婦健康診査に係る費用の一部を助成することで、安心して継続的に妊婦健診に通うことができるよう支援します。

4. 子ども・子育て支援給付にかかる教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方や目標設置数、設置時期について

子ども・子育て支援新制度では、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供として、教育・保育を一体的に行う認定こども園の普及を図ることとしております。

認定こども園は、保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できるという大きな特長があります。

また、増大する保育需要に対し、既存の幼稚園から認定こども園への移行を促進することで、特に保育需要の高い低年齢児の待機児童対策として有効であると考えています。

しかしながら、新制度における新たな給付体系において、国が示す仮単価額が提示されましたが、認定こども園に対する給付額が現行制度より減額となることから、教育・保育の質の低下が懸念され、市内の私立幼稚園や民間保育所に対して行った意向調査では、給付額が確定し、制度の詳細が固まった段階で検討するといった園もあります。

本市としては、認定こども園を推進していく考えではありますが、上記の課題もあることから、認定こども園への移行は各施設と十分に協議のうえ進めたいと考えています。

特に、幼保連携型認定こども園への移行にあたっては、国の補助制度を活用し、施設整備等に係る費用の一部を補助するなど、移行へのサポートを行い、本計画期間内に複数か所の設置を目指します。

(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等について

本市では、幼児期から児童期のさまざまな課題に対応できるよう指導者としての資質向上、実績的指導力を養うことを目的とした研修を実施しています。

あわせて子育て総合センターにおいては、小学校、公私立幼稚園、公立・民間保育所の教職員を対象とした合同の研修会を開催しています。特に専門課題研修は、現在の教育に関する課題について、講義を中心に課題への対応について考え、ともに学ぶ機会としています。またこれまで保育士を対象に保育所事業課が行っていた研修に、幼稚園教諭も参加できるよう、連続したステップアップ研修を企画し、内容を工夫するなど、より専門性を高め深く学ぶ場を設けています。

またチャレンジ研修では、実践的指導力の向上のために、さらに対象を広げ、家庭的保育、小規模保育、認可外保育所、児童館の職員も一緒に学ぶ機会を設けています。比較的参加しやすい土曜日に開催し、実技を中心とした研修を参加者が自ら体験しながら一緒に受講することで実践力の向上や学級経営に役立つ研修のみならず、各小学校、幼稚園、保育所の教職員が交流、情報収集・共有できる場となっています。

今後は、さらにこれらの研修の周知を図り、より多くの教職員に参加してもらえよう、社会の状況や参加者のニーズに柔軟に対応した、その時々求められる知識や技術が得られるよう研修の内容の充実に努めます。

(3) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割について

幼稚園は、幼稚園教育要領に基づいた幼児教育等を行っており、その上で、私立幼稚園においては、各園が建学の精神に基づいた教育課程を作成し、特色ある幼児教育を提供しています。また、公立幼稚園においては、全園が「西宮市立幼稚園教育課程の基底」に基づいた教育課程を作成し、同一内容の幼児教育を提供しています。

セーフティネットとして、特別支援教育及び児童虐待、DV（家庭内暴力）など、特別な配慮を必要とする家庭と子どもに対し、就学前教育を保障することについては、公立と私立がそれぞれに取り組みを進めています。

保育所では公私共に、保育所保育指針に準拠した保育を推進しており、児童福祉施設としての公的な役割を果たしていますが、一時預かりなど特別保育については、民間保育所が担っており、特に配慮を要する福祉的ニーズの高い子どもとその保護者への支援については、公的機関との連携を取りやすい公立保育所が中心となってセーフティネットの役割を担っています。

こうして、これまでに蓄積してきた知見、環境等を生かしつつ、すべての子どもの健やかな育ちの実現を目指して、公立、私立の幼稚園や保育所が共に、幼児期における教育・保育の向上のために総合的な取り組みを推進します。

また、公私が共に地域における教育・保育を保障していく主体として、十分な役割を發揮していくとともに、児童虐待やDV（家庭内暴力）などの福祉的ニーズを抱える家庭に対しても各関係機関と連携しつつ、具体的なかわり方について検討します。

地域子ども・子育て支援事業についても、在宅で子育てをしている親子も含めたすべての家庭を対象に子どもの成長に応じた子育て支援策の充実や安心して子どもを産み、育てることのできる子育て環境の整備を進めていくうえで、さらなる充実を図るとともに、各事業における役割や特性を生かし、まち全体で子どもを育む社会の実現に向けた取り組みを進めていきます。

(4) 質の高い教育・保育の提供について

質の高い教育・保育の提供については、これまで待機児童対策による量的拡大と合せて、保育の質を向上させるためのさまざまな取り組みを進めてきました。

保育環境や児童の安全を確保するため、保育室の面積や園庭要件など国基準を上回る基準を設け、さらに、保育士の配置についても国基準を上回る配置に努めてきました。

また、保育所のみならず、保育ルームや小規模保育施設などへの保健師の巡回や運営をサポートする保育士の配置など体制の強化も図ってきました。

こうした取り組みについては、より良い教育・保育環境の構築を図るため、引き続き、取り組みを進めます。

障がいのある子どもや配慮が必要な子どもに対する教育・保育についてもより充実したものとなるよう、平成27年度に開所予定の児童発達支援センター等施設を拠点に教育・保育施設への支援を充実してまいります。

また、全国的に課題となっている保育士不足の解消に努めるとともに、処遇のさらなる改善についても検討を進めます。

特に保育士の確保対策として、兵庫県保育士・保育所支援センター、ハローワーク、阪神間の自治体と連携し主催しているセミナーや就職フェアの拡充を進めるほか、潜在保育士の再就職を支援する取り組みとして、保育所保育の変遷や最近の保護者対応、保育所の役割などの研修を実施します。

(5) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携について

本市では、平成16年度から、幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続のため、西宮市幼稚園・保育所・小学校連携推進事業「つながり」(以下、「つながり」)を実施しています。

具体的には12地域の小学校区を基本とし、“地域の子どもは地域で育てる”というねらいのもと、幼稚園・保育所・小学校(以下、幼保小。)それぞれが幼児期から児童期への発達の流れを理解し、互いの教育内容や指導方法の違い・共通点について理解を深め、交流や連携を進めています。管理職や担当者による情報交換や課題解決に向けた話し合いのほか、相互研修として授業や保育を公開し、子どもの姿を通して地域の子どもの様子や育ちを共有し、互いの教育・保育内容等について情報交換や相互理解を深める機会を設けています。各幼保小からの報告の中からも、子ども同士の経験が豊かになり、人との関わりが広がり、コミュニケーション力の育成につながったということも挙げられるなど、地域における交流活動や連携事業の定着が見られます。

しかしながら、担当者が替わる際の成果の積上げや、子ども同士の交流活動がイベント的なものとなり、互惠性のある交流や実践になっていないなど、校園所全体での取組みとして進んでいないという課題も見られます。そのため、課題を踏まえた連携の方法について示したリーフレットの作成を行いました。

今後は、リーフレットを活用した事業の発展とともに、より円滑な接続を行うための具体的な教育・保育についてを示した接続期のカリキュラムを作成していきます。

また、障がいのある子どもや配慮の必要な子どもが必要な環境設定や合理的配慮など、切れ目のない支援を受けることができるよう、幼保小が連携したさまざまな取組みを継続・充実させるとともに、平成27年度に開所予定の児童発達支援センター等をはじめとした関係機関とも連携していきます。

これらの取組みを通して、本市の幼児期における教育・保育と小学校教育が連続性、一貫性を持ってつながり、すべての子どもの育ちを支えていきます。

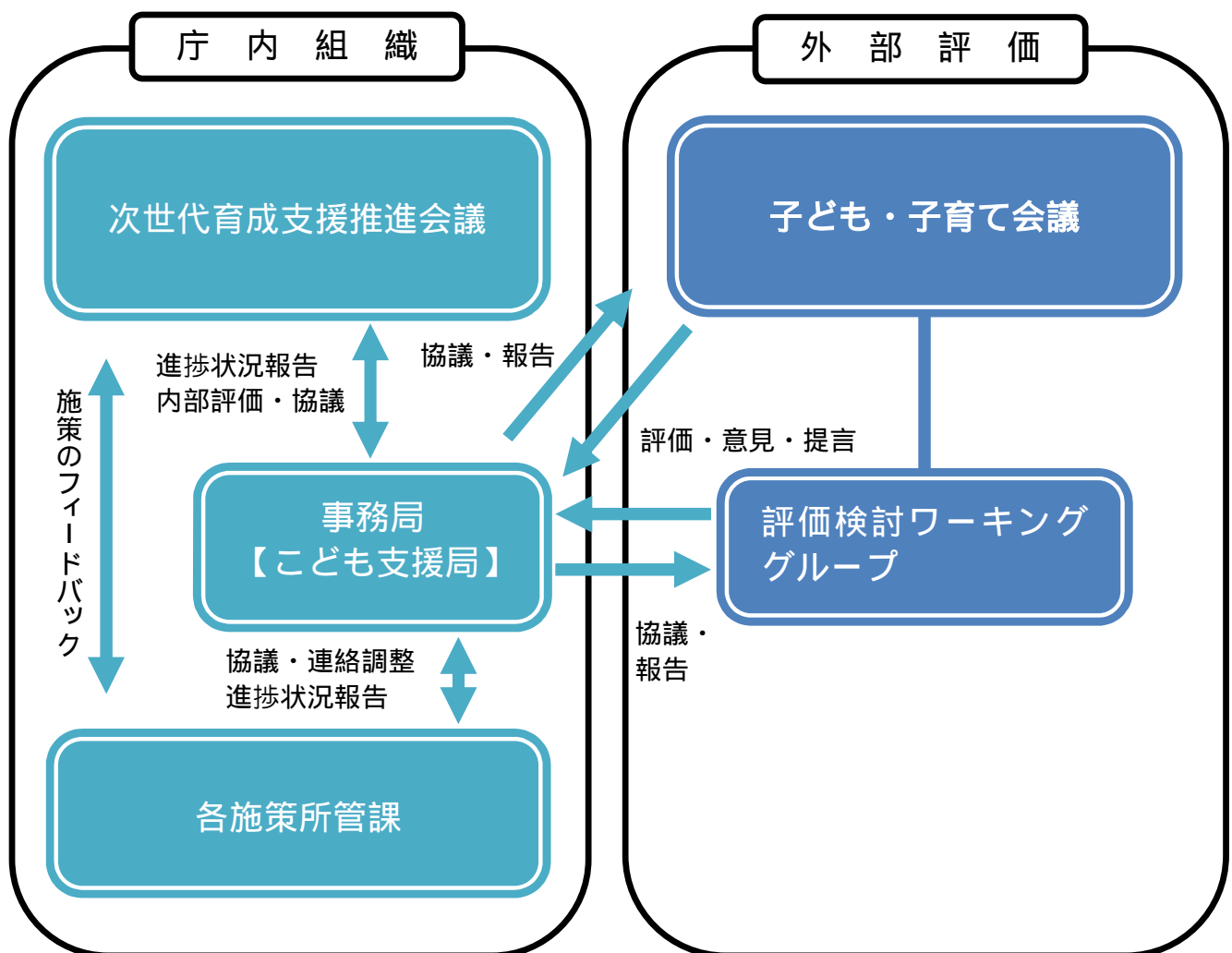
第6編 計画の推進に向けて

第6編 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

この計画については、「西宮市子ども・子育て会議」において庁内関連部局との連携・調整を図りながら、施策の推進に努めます。

また、この計画の推進には行政の取り組みだけでなく、子育てに対する第一義的な責任を有する保護者、また、地域、学校、企業、その他関係機関等との連携や協働、参画が必要です。そのため、市民一人ひとりの意識と社会全体で取り組む姿勢を育みながら計画を推進します。

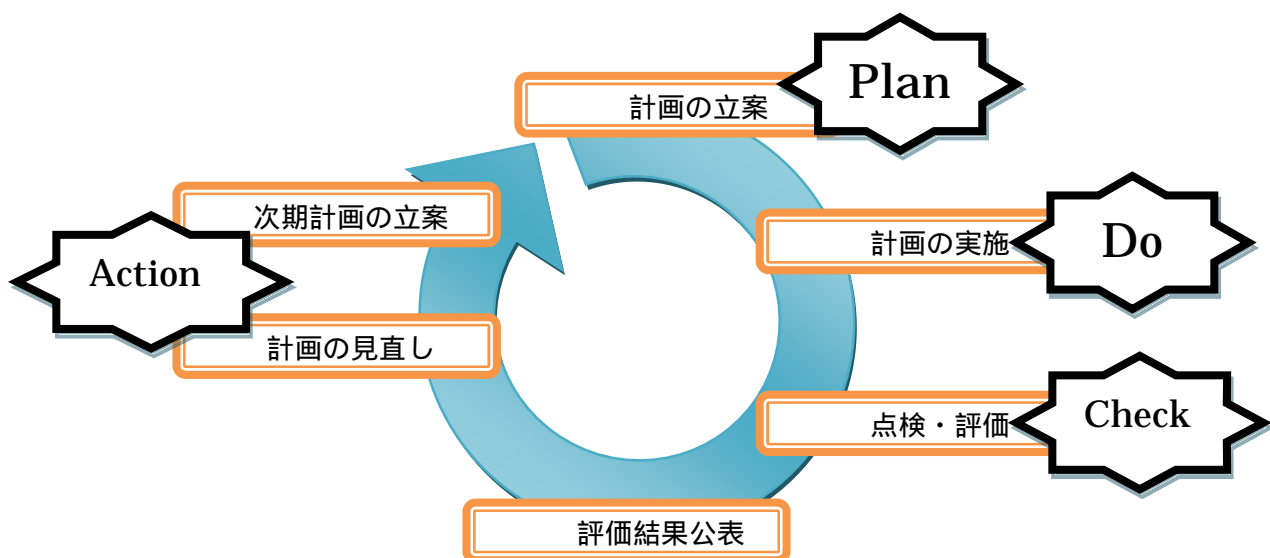


2．進捗状況の管理

計画（Plan）の進行管理については、計画に基づく取組み（Do）の達成状況を継続的に点検・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Action）を図るという、PDCAサイクルによる適切な進捗管理が重要となります。

この計画に基づく施策の実施状況等については、学識経験者や関係団体、市民等の外部委員からなる「西宮市子ども・子育て会議」において進捗状況を報告し、第三者的な立場から計画の推進にかかる意見・提言を受け、PDCAサイクルに基づいた計画の着実な推進を図ります。

また、計画の進捗状況については、毎年、現状把握に努め、その結果については、市のホームページ等で公表します。量の見込みや確保策などで見直す必要が生じた場合は、適宜実施します。



3．子ども・子育て支援事業計画の周知

この計画は新しく策定されるものであり、市民等への理解を深めるため、本計画書を公表するとともに、本市の子ども・子育て支援事業計画にかかる事業や子育て全般に係る市の考え方などや施策をまとめ、パンフレットや市の広報紙、ホームページ等を通じて市民に分かりやすい情報発信に努めます。

また、教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業実施施設、地域の子育て支援団体や他の行政機関との連携を行いながら、制度やサービスについて適切な情報が伝わるように、きめ細かな広報・啓発活動に努めます。

4．西宮市次世代育成支援行動計画との関係

本市では、現在の「西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を平成29年度まで延長し、平成29年度に予定している子ども・子育て支援事業計画の中間見直しと合わせて計画の見直しを行います。

この間、子ども・子育て支援事業計画に示されていない子育て支援に関わる内容は、現行の西宮市次世代育成支援行動計画に基づき推進します。

第 7 編 資料集

第7編 資料集

1. 西宮市子ども・子育て会議

(1) 委員名簿(平成26年4月1日現在)

(敬称略・五十音順)

氏名	所属団体・役職名等	
出原 大	西宮市私立幼稚園連合会理事長	
泉 桂子	西宮市PTA協議会	
内田 澄生	西宮市民間保育所協議会会長	
大森 早苗	公募市民	
奥野 隆一	佛教大学社会福祉学部教授	
北村 頼生	公募市民	
柏原 俊朗 (H25.8~H26.3) 木下 浩昭 (H26.4~)	兵庫県西宮こども家庭センター所長	
久城 直美	西宮労働者福祉協議会	
熊谷 智恵子	西宮市民生委員・児童委員会	
倉石 哲也	武庫川女子大学文学部教授	会長
橋本 祐子	関西学院大学教育学部教授	副会長
林 真咲	地域子育て支援センターつぼみのひろばセンター長	
東野 弘美	西宮市地域自立支援協議会子ども部会部会長	
前田 公美	はらっぱ保育所(認可外保育施設)園長	
前田 正子	甲南大学マネジメント創造学部教授	副会長
森 郁子	西宮市青少年愛護協議会	
由本 雅則	株式会社阪急阪神百貨店	
米山 清美	にしのみや遊び場つくろう会代表	

計 18名

(2) 策定経過

開催日	開催事項・主な内容	
平成 25 年 8 月 21 日	第 1 回子ども・子育て会議	子ども・子育て支援事業計画の策定について ニーズ調査について 計画の策定スケジュールについて
10 月 11 日	第 2 回子ども・子育て会議	子ども・子育て支援事業計画の基本理念について ニーズ調査案について
11 月 6 日 ～12 月 20 日	子ども・子育て支援事業計画 作成のためのアンケート調査	就学前児童保護者：4,797 人 小学生児童保護者：1,500 人
平成 26 年 1 月 25 日	市内の子育て支援事業関係者および子育て支援事業利用者を対象に ワークショップを実施	
1 月 31 日、 2 月 6、14 日	子育てひろばの利用者や小学生などを対象にグループインタビュー を実施	
2 月 17 日	第 3 回子ども・子育て会議	子ども・子育て支援事業計画の基本理念について 教育・保育の提供区域について ニーズ調査の結果速報 ワークショップの実施報告
4 月 28 日	第 4 回子ども・子育て会議	地域子ども・子育て支援事業について 教育・保育の量の見込みについて 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて
5 月 27 日	第 5 回子ども・子育て会議	子ども・子育て支援事業計画の構成内容(案)につ いて 教育・保育の量の見込み及び確保方策について 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保 方策について
7 月 29 日	第 6 回子ども・子育て会議	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保 方策について
8 月 25 日	第 7 回子ども・子育て会議	(仮称)西宮市子ども・子育て支援事業計画の素案 について
9 月	市議会へ所管事務報告	(仮称)西宮市子ども・子育て支援事業計画の素案 について
9 月	パブリックコメント開始(～10 月 日まで)	
10 月	第 8 回子ども・子育て会議	(仮称)西宮市子ども・子育て支援事業計画の素案 について パブリックコメントの中間報告
11 月	第 9 回子ども・子育て会議	(仮称)西宮市子ども・子育て支援事業計画の素案 について パブリックコメントの結果について
12 月	市議会へ所管事務報告	(仮称)西宮市子ども・子育て支援事業計画の素案 について パブリックコメントの結果について
平成 27 年 1 月	第 10 回子ども・子育て会議	(仮称)西宮市子ども・子育て支援事業計画の素案 について
2 月	第 11 回子ども・子育て会議	
3 月	子ども・子育て支援事業計画確定	

2. ワークショップの実施

- 1 日時：平成26年1月25日（土）10時～12時
- 2 場所：西宮市役所東館 大ホール
- 3 参加者：66名（欠席4名）

所属等（提供者）	人数	所属等（利用者）	人数	計
市立幼稚園職員	7	市立幼稚園保護者	5	12
私立幼稚園職員	7	私立幼稚園保護者	5	12
市立保育所職員	8	市立保育所保護者	3	11
民間保育所職員	9	民間保育所保護者	4	13
認定こども園職員	1	認定こども園保護者	1	2
認可外保育施設職員	4	認可外保育施設利用者	2	6
保育ルーム職員	1	保育ルーム利用者	1	2
		子育て総合センター関連事業利用者	5	5
地域民間子育て支援者	1	地域民間子育て利用者	2	3
提供者参加者小計	38	利用者参加者小計	28	66

- 4 メインテーマ：子育て・子育てしやすい地域をめざして
～西宮市における子ども・子育て支援事業の進め方について～
- 5 内容：
 - ・新制度についての説明
 - ・グループに分かれての意見交換（60分）
 - ・意見交換の結果発表（各グループ5分、計40分）
 - ・西宮市子ども・子育て会議倉石会長からの講評
 - ・市長あいさつ
- 6 グループに分かれての意見交換（各グループで下記のテーマに沿って意見交換）

どんな子どもに育ててほしいですか？	子どもの遊び場はどんな場所？
孤立しない子育て環境（仲間づくり）って？	子育て情報の入手・提供は？
どんな制度や施設があるとよい	
- 7 意見交換により出された意見

テーマ	意見
こんな子どもになってほしい	<p>あいさつや感謝の言葉が言える、返事がすぐにできる</p> <p>人権：友達が大好きな子、思いやりがある、人の痛みが分かる、相手の立場になって考えられる</p> <p>人間関係：人との関係を大切にする、人と関わることが楽しいと感じる子、仲間と一緒に育つ子ども</p> <p>自分のことを言葉や態度で表現できる、のびのびと自分を出せる、自分の思いが言える</p> <p>自尊心：自分を大切にできる</p> <p>生きる力：挫折に打ち勝つことができる、失敗を恐れずチャレンジできる、何事も喜びを持って取り組める、人生を楽しめる、よく笑う、積極的な、健康で意欲をもって遊べる、足腰の強い、生活リズムが整っている</p> <p>学び：自分で考える力を持つ、気づきができる、遊びを作り出す</p>

テーマ	意見
子どもが育つ環境	<p>地域の人が子どもに声かけする、子どもから遠からず近からず目を離さない、たくさんの目で子どもをみていく、障害のある子どももきちんと保育できる</p> <p>希望する環境：保育に欠けていない子どもも集団保育に参加できる、大学の施設の利用が出来れば</p>
制度や施設	<p>子育てニーズに合った施設・体制：病児保育、熱があっても保育所に預けやすい体制、病気や休日でも子どもを預けられる施設の増加、気軽に利用できる一時預かり、働きながらも安心して子どもを預けられる環境づくり、子どもへの接し方、遊び方を学べる場</p> <p>「お互いを応援する」ことが市民の共通の思いに：トライできる、自分を伸ばせる、自己実現できる、気軽に声をかけ合える</p> <p>子どもが優先される地域に</p>
子育ての仲間づくり	<p>地域：場を広げる、行事を充実</p> <p>子どもたち交流の場：地域ごとでサークルなどを作っていく、地域クラブ的な活動で異年齢、多世代の人との交流（シニアの役割）</p> <p>親の交流の場：所属に関係のない交流の場、子どもと一緒に参加できる場（預けるのではなく）同じ子育てのママ同士の交流（同じ年頃の子どもが集まれる場に）</p> <p>土日でも様々な子育て事業を充実させる</p> <p>普通の近所づきあい（子育てにかかわらず）：自ら声をかけていく</p> <p>保護者と先生との交流：保護者のことも子どものことも理解している人としてしっかり話せる環境づくり、先生と何でも話せる環境づくり</p>
情報の入手・提供	<p>情報提供：誰にでも届くように、目立たせる、1か月健診などの絶対参加の事業の情報を提供、ネットなどを有効活用した情報提供（注意が必要）様々な人がサークルに参加できるような情報発信、電話相談窓口、全ての情報をまとめて見られる、知ることができるものがあればいい</p> <p>よく行く所（子育て施設、スーパーなど）に情報を：情報を見やすい所に出す（スーパーetc.の掲示板など）、西宮子育て情報誌（どこの保育所・幼稚園にも置いて）、より多く子どもの年齢に合わせた分かりやすい情報発信（生活スタイルもふくめて）：子どもが小さいうちは行動範囲が限られる 子どもも年齢にあった情報、子どもが見て楽しい所と思えるようなポスターづくり</p> <p>子育てについて気軽に相談できる場での情報提供</p> <p>人と人とのつながり、ネットワーク：声をかけあう、「あいさつ」が響く街、子育て友達づくり、保護者同士のコミュニケーション、男性のコミュニティ、異年齢のつながり、地域性コミュニティの緩和と確保（ex. 子ども会 今は保護者のボランティアで全ては難しい。地域の高齢者による有償ボランティア）、保育所や幼稚園の先生とのコミュニケーション（うまくできれば良いサポートが得られる）人がつながる場所づくり</p> <p>垣根（ハードル）を低く：開かれた園（施設）づくり、顔の見える連携、横断的+縦断的な支援、支援の必要なひとりの子に対して施設・園等必要な機関をすべてつなぐパイプ役（ケアマネジャー的な存在の人）</p>
遊び場	<p>安全：安全性を重視した広い公園や広場、周囲の交通量が少なく安全な公園、大人の目がある公の施設や場（宮っこキッズパークのような管理者がいるプレイパーク）</p> <p>園：学校開放の充実とアピール（情報を入りやすく）入園前の子どもにも園庭開放をしていることを分かりやすく知らせる、園庭・校庭で安心して遊べることをアピール、幼小の校庭開放の利用を増やす、学校の放課後開放時間の延長を</p> <p>親・地域・学校等の連携：地域の方に子どもの顔を覚えてもらいたい、年齢を問わず遊べる施設、カテゴリー分けされず利用できる施設、年齢問わず遊べる施設、ゆったり遊べる広場、0～3歳児の親子が気軽に行けるところ、低年齢向けの遊具がある所、費用をかけない遊び場所（少し大きくなったら外へ）</p> <p>広々した、自然のある遊び場：子どもも大人も行きたくなる、自然があり広々した所、遊具よりも木・芝生のある自然豊かな公園、のびのび遊べる場所、自然にふれあいながら遊べる場所</p> <p>ボール遊びができる所（敷地を区切る）</p> <p>校区内ごとの施設、学校・園の充実：校区内に児童館を（今は公民館を活用）無料の開放施設を増やす</p> <p>親子イベント・目新しい企画：休日などに親子で楽しめるイベント、定員を増やす、働く親でも参加しやすいイベント（図書館のイベント等）家庭では出来ない経験をさせたい（コンサート、自然体験 etc.）決まり切ったサービスでなく、思いきり遊べる環境、子どもたちに「こんなことを経験して欲しい」と思った時に提供してくれる場所や企画</p>

3. グループインタビューの実施

対象	日時	場所	参加者	参加人数
保護者	平成26年1月31日(金) 10:00～10:40	子育て総合センター	2歳児サークル参加者	7名
	2月14日(金) 9:30～10:10	武庫川女子大学 子育てひろば	利用者	3名
児童	2月6日(木) 16:05～16:35	山口児童センター	小学生	12名
保護者	2月21日(金) 13:00～14:00	男女共同参画センター -411学習室	幼稚園 保護者他	12名

質問項目（保護者対象）

- ・西宮市で子育てしてよかったと思うこと
- ・西宮市が行っているサービスを利用しやすくするためには何が必要か
- ・子育てで利用したいサービスや必要な支援
- * 児童対象の質問項目は主に放課後の過ごし方についてで、対話形式で進めた。
- * 保護者対象は、新制度説明会后、引き続き実施したため、説明会の感想、幼稚園の預かり保育、今後の支援の改善に向けてといった内容で、対話形式で進めた。

主なニーズ

- ・子育て広場・サロンといった1～2歳の子どもが親子で安心して遊べる施設や機会の拡充
- ・公園の整備（砂場・ゴミ・安全）
- ・医療補助制度の拡充（所得制限の廃止）
- ・一時保育の充実（第2子以降の出産時、生後1年以内の期間）
- ・公立幼稚園の3年保育・預かり保育の実施
- ・保育所の入所待ち状況等の情報の提供（利用しやすいウェブコンテンツ）
- ・新制度について、多くの保護者に、広く説明が必要
- ・幼稚園の預かり保育の中身について、質の確保を望む
- ・小学校になってからも、幼稚園の預かり保育のように、理由に関わらず全ての保護者を対象にした一時預かりがあることを願う
- ・近くに児童館が必要
- ・歳の離れたきょうだいが一緒に行ける施設が必要
- ・安心して遊べる場が必要・友だちと外で遊ぶことが楽しい
- ・わくわくするような施設が近くにあるといい

4. シンポジウム及び説明会・座談会の実施

(1) シンポジウム

- 1 日 時：平成25年11月10日(日)14時～16時
- 2 場 所：大手前大学さくら夙川キャンパス メディアライブラリーCELL
- 3 参加者：160名
- 4 テーマ：文教住宅都市宣言50周年記念シンポジウム「みんなでつくろう！新しい子ども・子育て支援」
- 5 内 容： 基調講演 「これからの子ども・子育て支援」～家庭と子どもを支える～
 講師：山縣 文治 氏(関西大学 人間健康学部教授)
 ミニトーク 長田 浩志 氏(内閣府 少子化対策担当参事官)
 パネルディスカッション 『健やかな子どもの育ちと子どもの最善の利益のために』
 コーディネーター：山縣 文治 氏(関西大学 人間健康学部教授)
 パネリスト：長田 浩志 氏(内閣府 少子化対策担当参事官)
 倉石 哲也 氏(武庫川女子大学 文学部教授)
 米山 清美 氏(にしのみや遊び場つくる会 代表)
 河野 昌弘 (西宮市長)

(2) 説明会・座談会

- 1 日 時：平成26年2月21日(金)9時30分～14時
- 2 場 所：プレラにしのみや
- 3 参加者：224名
- 4 テーマ：子ども・子育て支援新制度説明会&座談会「みんなで考えよう！新しい子ども・子育て支援」
- 5 内 容：説明会 子ども・子育て支援新制度について 兵庫県こども局
 ニーズ調査結果の報告と今後のスケジュールについて 西宮市
 講演会 「これからの子ども・子育て支援」～家庭と子どもを支える～
 講師：山縣 文治 氏(関西大学 人間健康学部教授)
 座談会 「新制度とこれからの子ども支援」
 ファシリテーター：山縣 文治 氏(関西大学 人間健康学部教授)
 出席者：前田 正子 氏(甲南大学 マネジメント創造学部教授)
 内田 澄生 氏(西宮市民間保育所協議会)
 出原 大 氏(西宮市私立幼稚園連合会)
 河野 昌弘 (西宮市長)

5．計画策定のためのニーズ調査の概要

1．調査の目的

本調査は、子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、本市における子育て支援に関するご意見等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施した。

2．調査設計

調査対象者：就学前児童：＜今回＞平成25年9月現在、＜前回＞平成20年4月現在、西宮市に住んでいる就学前児童の保護者から無作為に抽出

小学生：＜今回＞平成25年9月現在、＜前回＞平成20年4月現在、西宮市に住んでいる小学生の保護者から無作為に抽出

調査期間：＜今回＞平成25年11月6日～平成25年12月20日

＜前回＞平成21年1月23日～平成21年2月5日

調査方法：調査票による本人記入方式

郵送配布・郵送回収による郵送調査方法

3．回収結果

調査票		調査対象者 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	今回	4,800	2,721	56.7%
	前回	3,335	2,216	66.4%
小学生	今回	1,500	798	53.2%
	前回	3,495	2,165	61.9%
合計	今回	6,300	3,519	
	前回	6,830	4,381	

「前回」とは前回調査のことで、平成20年度に実施した「西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）策定のためのニーズ調査」のことを指します

6．パブリックコメントの概要

1．概要

計画素案を市のホームページで公表するほか、市役所本庁舎、各支所、市民サービスセンター、アクタ西宮ステーションで配布し、それに対するご意見を広く募集しました。

2．募集期間

平成26年 月 日（ ）から平成26年 月 日（ ）

3．募集結果

意見提出者： 件（郵送： 、電子メール： 、FAX： 、窓口： ）

意見件数： 件

(仮称)西宮市子ども・子育て支援事業計画 - 素案 -
平成 27 年 3 月

発 行 西宮市こども支援局新制度準備室
新制度準備課
〒662 8567 兵庫県西宮市六湛寺町 10 番 3 号
TEL 0798 35 3146
FAX 0798 22 9107
E mail shinseidojyunbi@nishi.or.jp
